

令和4年第3回鬼北町議会定例会

令和4年9月12日（月曜日）

○議事日程

令和4年9月12日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第43号 鬼北町サテライトオフィス等設置条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第7 議案第44号 鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第8 議案第45号 鬼北町道路線の廃止について
- 日程第9 議案第46号 鬼北町道路線の認定について
- 日程第10 議案第47号 令和3年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第11 議案第48号 令和3年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第12 議案第49号 令和3年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算  
の認定について
- 日程第13 議案第50号 令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定につ  
いて
- 日程第14 議案第51号 令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認  
定について
- 日程第15 議案第52号 令和3年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計決  
算の認定について
- 日程第16 議案第53号 令和3年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定  
について
- 日程第17 議案第54号 令和3年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第18 議案第55号 令和3年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認  
定について
- 日程第19 議案第56号 令和3年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の

処分について

- 日程第 2 0 議案第 5 7 号 令和 3 年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 2 1 議案第 5 8 号 令和 4 年度鬼北町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 2 議案第 5 9 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 3 議案第 6 0 号 令和 4 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 6 1 号 令和 4 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 5 議案第 6 2 号 令和 4 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 6 同意第 5 号 鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 7 諮問第 1 号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 8 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 9 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 0 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 4 3 号 鬼北町サテライトオフィス等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 4 号 鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4 5 号 鬼北町道路線の廃止について
- 日程第 9 議案第 4 6 号 鬼北町道路線の認定について
- 日程第 1 0 議案第 4 7 号 令和 3 年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 4 8 号 令和 3 年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第 1 2 議案第 4 9 号 令和 3 年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について

- 日程第 1 3 議案第 5 0 号 令和 3 年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 5 1 号 令和 3 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第 1 5 議案第 5 2 号 令和 3 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計決算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 5 3 号 令和 3 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 5 4 号 令和 3 年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 5 5 号 令和 3 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第 1 9 議案第 5 6 号 令和 3 年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第 2 0 議案第 5 7 号 令和 3 年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 2 1 議案第 5 8 号 令和 4 年度鬼北町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 2 議案第 5 9 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 3 議案第 6 0 号 令和 4 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 6 1 号 令和 4 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 5 議案第 6 2 号 令和 4 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 6 同意第 5 号 鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 7 諮問第 1 号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 8 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 9 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 0 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（11名）

1番 坂本一仁	2番 兵頭稔
3番 高橋聖子	4番 中山定則
5番 末廣啓	6番 山本博士
7番 松下純次	9番 程内覺
10番 松浦司	11番 赤松俊二
12番 芝照雄	

○欠席議員（1名）

8番 福原良夫

○議会事務局

議会事務局長 都 浩明 書記 伊藤夏美

○説明のため出席した者

町 長 兵頭誠亀	副 町 長 井上建司
企画振興課長 小川秀樹	総務財政課長 水野博光
危機管理課長 芝達雄	町民生活課長 善家直邦
保健介護課長 那須周造	環境保全課長 森 明
農林課長 松本秀治	森林対策室長 東 英範
建設課長 上田 司	水道課長 上田 司
日吉支所長 山本雄大	会計管理者 古谷忠志
教育 長 松浦秀樹	教育課長 谷口浩司
農業委員会会長 川平定計	農業委員会事務局長 松本秀治
代表監査委員 田中清志	

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

○議長（芝 照雄君）

改めて、おはようございます。

ただいまから、令和4年第3回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めて、おはようございます。

令和4年第3回鬼北町議会定例会を開催招集いたしましたところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、3年ぶりに行動制限のないお盆が明けて以降、県内の新規感染者数が連日3,000人を超えるなど、かつてない規模の感染拡大が続きました。県内医療機関においても、危機的状況となり、8月23日には「愛媛県BA.5医療危機宣言」が発出され、行動制限にも踏み込んだ対策強化が取られているのは御案内のとおりでございます。ここに来て、少し落ち着きを見せてはおりますが、まだまだ先は見えない状況であります。

鬼北町においては、今年度に入り、ウイズコロナを掲げ、感染対策と社会活動の両立を進めてまいりました。「でちこんか」についても、3年ぶりの開催を目指して慎重に準備を進めておりましたけども、第7波の急拡大を受け、残念ながら中止を決定いたしました。

内容を詰めてみますと、ジャンボキジ鍋は、従来からの現場提供が感染防止対策上、多くの課題が克服できない、テイクアウトも困難である、魚のつかみ取り、鮎のつかみ取り、川の中でマスクが使えない中での密集としての課題、びっくり市会場では会食制限など実施が困難な催しである、でちこんかの魅力の1つである食べる、食を前面に情報発信することが大変困難であるとの判断でございます。

花火大会のように見ることがイベントの中心ではなく、参加する、食する、行動する、このようなアグレッシブなイベントは、コロナ感染対策としては大変困難である

という意見が運営委員会でほとんどでございました。ちなみに2万人の来場者のうち、7割の1万5,000人以上の方は町外からの方でございます。

また、来場者の密集、密接の回避ができず、感染拡大の収束が不透明な状況の中では、感染リスクを完全に排除することが困難であることや、屋外で実施するため、入場制限ができず、来場者全員の把握、消毒、検温等の徹底が困難であり、感染者が出た場合の濃厚接触者の特定や追跡ができないこと、イベント開催により感染症が発生した場合、地域医療への影響や社会経済活動の停止に至るおそれもあることなど、開催するに当たっての課題や難題が多く、御来場いただくお客様や地域の皆様の安全を最優先に考え、やむなく中止という判断に至りました。

開催を楽しみにしていただいていた町民の皆様、議員各位には、残念なお知らせとなり申し訳ありませんが、何とぞ御理解いただきますようお願いを申し上げます。

次年度こそは、鬼北町の魅力を全面に発信し、御来場いただく全ての皆様に満足いただけるようなでちこんかになるように努めてまいりますので、今後とも、町のイベントに対する御理解と御協力のほどをよろしく願いいたします。

一方、経済活動に目を向けますと、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻によって、世界的な物価高騰・燃料高騰は依然続いております。町内の農家や各種事業所においても物価高騰や燃料高騰の大きな影響を受けており、それらの影響を緩和するための関係予算を盛り込んだ一般会計補正予算を今回提案しております。

さて、本日の定例会には、条例の改正2件、町道路線の廃止・認定、令和3年度決算認定案件として、一般会計、特別会計及び企業会計合わせて11件、令和4年度一般会計補正予算1件、特別会計補正予算3件、企業会計補正予算1件、同意案件1件、諮問案件1件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、令和4年度第3回鬼北町議会議定例会の招集挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

福原議員から欠席する旨、届出を受けております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、10番、松浦司議員、1番、坂本一仁議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月22日までの11日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から9月22日までの11日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、企画振興課、農業委員会、農林課、建設課、町民生活課、保健介護課及び水道課の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和4年5月分、6月分、7月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和3年度鬼北町財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率についての監査委員審査意見書の写しの提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、一般社団法人鬼北町農業公社から、経営状況を説明する資料として、令和3年度事業及び決算並びに令和4年度事業計画及び予算に関する報告書が提出されましたので、配付しております。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。

別紙議長諸般の報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、

各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告では、6月議会定例会以降の行動状況を提示いたしております。

7月14日、愛媛、大分交流市町村連絡会議出席のため、大分県大分市に出張いたしました。この連絡会議は、愛媛県西伊予地域と大分県中部地域が相互連携し、地域の特性を生かした交流人口の拡大や、魅力向上に努めることを目的として、平成28年度に発足したものであります。

今回は長引くコロナ禍の中で展開する施策の状況やインバウンド対策、さらには、豊予海峡間の利用者実態調査、フェリーイベントなど様々な交流を通してエリア内の新たな価値を見出していくことが話し合われました。私は初めての参加となりました。

写真はありませんが、8月29日月曜日、予土線沿線市町長意見交換会出席のため、四万十市役所に出張いたしました。これは7月に、国土交通省が所管する鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの冊子に関する検討会の提言が発表され、より厳しい状況にあり、広域的調整が必要な線区については、鉄道事業者と沿線自治体が相互に協働して、鉄道の地域における役割や公共政策的意義を再認識した上で、必要な対策に取り組むこととして、バス&トランジット、いわゆるBRTや、バスあるいは上下分離管理運営方式などを検討する方向性が打ち出されたことに伴い、協議の場に臨みました。

これまで予土線の在り方について協議を重ねてきた5市町において、より危機感を共有するとともに、沿線住民にとっての命の路線という意味合いに加えて、予土線そのもの、あるいは予土線沿線の風土、歴史、すばらしい景観を観光コンテンツとして捉え、それを武器に現在の予土線を維持していくという新しい施策の必要性を共通認識として捉え、全国の赤字路線に先んじて四万十市、四万十町、宇和島市、松野町、鬼北町の5市町と、愛媛県、高知県一体となって取り組む姿勢を構築し、今後、存続か、廃止か、バスかという議論の中に、新しい予土線の活用形態を構築し存続させていくという選択肢をJR四国にしっかりとお伝えし続けていこうという考え方を再確認いたしました。

これから先、愛媛県に対して協議を重ね、様々な協力体制を構築できるよう要望し



てまいります。

前後しますが、8月20日、西土佐地域自動運転モビリティ実証実験出発式に参加するため、四万十市江川崎駅に出張いたしました。中山間地域における移動手段の新しい形態を構築するため、1週間の期限付の実験が行われた模様です。無人駅の江川崎駅から道の駅四万十までの約500メートルを無人小型自動車で輸送するものであります。

道の駅から星羅四万十ホテルの区間は、有人での輸送自動車での実験でありました。8月という観光シーズンの夏休みということで、全体乗車率は70%に達したと伺っております。これも予土線を含めた新たな観光コンテンツの活用施策であり、注目しております。

ちなみに、当日は、JR四国、脇坂社長さんもお越しであり、鬼列車の運行や近永駅周辺賑わいプロジェクトの推進についてお話をしたところでございます。

この3か月間において町民の方々から各種要望を伺いました。奈良川、三間川をはじめ、町内の多くの河川の川床が上昇し、ヨシなどの雑草が根づき、河川清掃に苦慮すると同時に、豪雨時のオーバーフローや河川敷決壊が心配であるので、早急に河床掘削などの対策をお願いしたいとの要望、また、三島地区からは、災害時の国道の破損を危惧し、国道以外の路線の確保を要望されました。

いずれも防災・減災を念頭に要望された案件であり、住民の方々の防災意識の向上を感じました。県に改めて強く要望することとしております。

そのほか、事業、会議について省略をいたしますが、時系列の資料にて御確認いただきますようお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（芝 照雄君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、程内覺議員、赤松俊二議員、中山定則議員、山本博士議員、以上の4名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず、9番、程内覺議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

程内議員、質問1について質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

9番、程内覺です。

先に通告しておりました4点について質問をさせていただきます。

まず、はじめに、農家の支援策についてお尋ねをします。

近年、資材や肥料、飼料の相次ぐ値上がりに農家の方々は悲鳴を上げておられますが、以下について伺います。

（1）資材や肥料、飼料の物価高に対し、行政からの支援策はあるのかを伺います。

（2）米価については、令和2年から令和3年にかけて、30キロ当たり約800円余りが下がり、令和3年から令和4年にかけては、約450円余り下落し、厳しい環境となっている様子です。当町においても若い営農家が頑張ってくれていますが、下がり続ける米価に苦しさや不安を感じながら農業を続けているという現状です。米価についても、支援していくべきと考えますが、行政としての施策をお伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覺議員の第1番目の農業支援策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の資材や肥料、飼料の物価高に対して、行政からの支援策はあるかとの御質問ですが、議員御承知のとおり、長引くコロナ禍やロシアのウクライナ侵攻等の影響により、資材や肥料、飼料などの価格高騰による農家の経営圧迫が懸念されており、特に、畜産においては、産地の天候不順などによって、輸入配合飼料等の価格高騰が起きているなど、厳しい状況に置かれております。

町といたしましては、肥料や飼料及び燃料などの価格高騰による農業経営への影響を緩和し、生産者の不安を少しでも払拭するため、米、果樹、野菜農家や施設園芸などの生産者及び畜産農家への支援策として、今回の第3号補正予算に、肥料価格等高騰緊急対策事業費補助金を計上いたしております。

内容といたしましては、米生産者で、10アール以上を作付している農家に対し、10アール当たり4,000円、総額で2,200万円を補助するほか、野菜、果樹の生産者で、販売額が15万円以上の農家には、肥料価格の値上がり相当分を補助することとして事業費520万円、施設園芸などの生産者で、販売額が15万円以上の生産者には、燃料価格の上り幅相当分を補助することとして事業費280万円、また、畜産農家につきましては、飼料の価格値上がり相当分の3分の1以内の補助をすること

ととして事業費1,244万9,000円を計上し、全体事業費で4,244万9,000円の農家支援を行う予定といたしております。

次に、2点目の米価についても支援していくべきであると考えているが、行政としての施策を問うとの御質問であります。1点目で答弁いたしましたとおり、米生産者で、10アール以上作付している農家に対し、10アール当たり4,000円の補助を予定しており、物価高騰に対する支援策として支援してまいりたいと考えております。御理解いただきますようお願いをいたします。

以上で、程内覚議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

今回の予算で計上していただくとということで、農家の方も幾分力添いができるんじゃないかなと考えますが、今、飼料米とこの食用の米、飼料米は現在どのようになっておるか分かれば教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長のほうから答弁をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

町内におきましても、飼料米を作付されている方、多くあります。国の方針でもありますように、なるべく米から飼料米とか、そういった飼料作物とかそういったものに転換するということが進んでますので、飼料米につきましても、今回の補助の中では対象としたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

はい、了解です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、程内議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

いいですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2について質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

質問2、森の三角ぼうしについてお伺いをします。

道の駅、森の三角ぼうしは、平成9年完成し、翌10年1月から開業し、多くの観光客をはじめ、人々の交流拠点として賑わっている様子ですが、以下についてお伺いをします。

(1) 設立から24年経過して、交通事情の変化、また車両の大型化もあり、駐車場において手狭な感じがしております。南予森林組合事務所跡地も購入し、拡張工事も可能かと考えますが、拡張する考えはないかお伺いをします。

(2) 夢のような質問で恐縮なんですけど、物販だけでなく、オートキャンプ場、バイカーの宿泊施設、子どもたちとペットが遊べるドッグラン施設等数えれば切りがありませんが、再開発に町民も期待をしておられます。近永駅周辺だけでなく、三角ぼうし周辺も再整備し、交流人口増や住民福祉向上を図れないかお伺いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覺議員の第2番目の森の三角ぼうしについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の南予森林組合事務所跡地も購入し、拡張工事も可能と考えるが、拡張する考えはないかとの御質問であります。議員御指摘のとおり、イベント開催時や年末年始、ゴールデンウィーク等の来客数が多いときには、駐車場が手狭となり、お客様に御不便をおかけしている状況にあると承知いたしております。

御質問にもあるとおり、森の三角ぼうしは、開業してから24年が経過し、施設の大規模改修が必要な時期に来ておりますが、現在、町内にあるもう一つの道の駅、日吉夢産地のリニューアルオープンのための大規模改修に係る業務を進めておりますので、その業務のめどがたちましたら、コンサルタントを入れて、大規模改修と併せて、拡張工事についても協議、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の近永駅周辺だけでなく、三角ぼうし周辺も再整備し、交流人口増や住民福祉向上を図れないかとの御質問であります。御承知のとおり、現在の森の三角ぼうしは、予土線と国道に囲まれた場所に位置しており、敷地が限られております。

御質問のような観光・交流施設等の道の駅周辺への整備については、現在のところは計画はしてありませんが、今後、1点目の答弁でお答えしましたとおり、大規模改

修及び駐車場拡張工事についての協議、検討を進める予定としておりますので、森林組合旧事務所跡の一体利用、一体活用を予定する中、限られた敷地において、議員御提案の交流人口の拡大、住民福祉の向上につながる施設併設の可能性につきましても、大規模改修工事等の協議に併せ、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で、程内覺議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

ただいま答弁いただきましたが、夢産地の後に三角ぼうしも検討をしていくということですが、現在地で購入した跡地を利用して、現在地で三角ぼうしをさらなる発展をさすような場所として活用されるという考えでよろしいでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

現在のところ、改修という形がメインになるかと思えます。いろんな方々の御意見がありますので、ここで確定することは私は差し控えますけれども、ただ現在の活用をしておる三角ぼうしの位置関係から言いまして、320号、441、それぞれの道の駅としての場所としては最適な1つだというふうに考えております。

以上です。

○9番（程内 覺君）

先ほども言いましたように、夢のような質問で恐縮をしますが、最近高速道路辺りでもパーキングエリアで大変いろんな特色を活かしたパーキングエリアが誕生して、交流人口が増えたり、その地域が活性化をしたりしていると思いますが、ぜひそういった町長も多方面でいろいろと研究され、努力をされていますが、ぜひそういった思い切った施策で住民福祉向上を図りながら、交流人口も図っていくといったような施策を展開してほしいと思いますが、その点について再度質問をします。

○町長（兵頭誠亀君）

様々な計画の中で我々の前身であります20年、25年前の方々が計画をしてつくっていただいたその三角ぼうし、これをまずはしっかりとつないでいくと、次の世代につないでいくことは大切なことなんだと思っております。

今議員御指摘のとおり、それを発展的に様々な形に活用する、また場所を移してと

いうことも含めましていろんなお考えがあると思いますけれども、先ほど申し上げましたように、今の段階では、場所的には本当に適した場所だなというふうな感触を持っておりますし、それから、全国にはアクションを起こして、それを指定管理としてうまくいっているところと、そうでないところがあるということで、鬼北町の森の三角ぼうしでどのようなアクションを起こせるのかということ、もっともっと専門家の方にもお話を聞かせてもらいたいなと思っております。

ただ、道の駅の交流人口の拡大という上での可能性というものは、今本当に高いものがあるというふうに感じておりますので、より攻めの施策としては大変いい活用できるというふうに考えております。

以上です。

○9番（程内 覺君）

期待をしまして、2番目の質問を終わります。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で質問2については、終了します。

では程内議員、質問3について質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

質問3、JR近永駅について。近永駅改築には、賛否両論のある中、先般宇和島市で、田中副知事さんの話を聞く機会がありました。予土線存続の思いをお聞きしました。その中で、沿線住民の減少、また高知県側の取り組み方の違いも感じられたところですが、今後においては、観光面を特に充実していくことも大切なことと伺う中で、以下について伺いをします。

（1）鬼北町には現在ない、鬼北町観光協会を立ち上げ、計画をされている近永駅舎内で運営することはできないか伺います。

（2）当町ホームページの中で、観光に関する資料、お知らせが他町と比較すると弱く感じております。予土線沿線、また、町内全域でもっと発信し、観光行政に力入れをできないか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覺議員の第3番目のJR近永駅についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の鬼北町には現在ない鬼北町観光協会を立ち上げて、計画をされてい

る近永駅舎内で運営することはできないか問うとの御質問であります。

議員御指摘のとおり、鬼北町においては、観光協会など観光振興に資する観光事業者等がいらっしゃらない、町内観光産業の発展、地域経済や交流人口の拡大を図る上で、観光事業者は必要不可欠であり、その設立は急務であると捉えているところであります。

まずは、設立の準備に向け、県内地域商社や予土線沿線市町で構成する予土線利用促進対策協議会の観光アドバイザーなど、現在複数の専門家にアドバイスをいただいているところであり、鬼北町における設立組織の在り方や、設立スケジュールなど、専門家の御意見も参考に、今後、協議、検討を進めてまいりますので、事務所の所在等についても、設立協議の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の当町ホームページの中で、観光に関する資料、お知らせが他町と比較すると弱く感じる。予土線沿線、または町内全域でもっと発信し、観光行政に力入れできないか問うとの御質問であります。今年度、鬼北町では、地域における観光行政について、コンサルティング等を専門とされている東京の大手企業から、専門社員を派遣いただき、町内観光資源の把握や、整理、情報発信等について検証、御検討をいただいているところでございます。

検証結果における企業提案や、アドバイスを踏まえた上で、来年度中にリニューアルを予定しているホームページに反映し、観光情報の充実、町内観光資源の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、程内覚議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

町長から答弁いただきまして、観光協会の件ですが、観光行政については、もちろん企画振興課の方たちで御尽力をいただいていると思うんですが、それと併せて商工会でもそういったことをやっていただいておりますと思うんですが、今後においては、観光協会を立ち上げるための協議をされるということでもよろしいでしょうか。観光DMOの設立後というような話もちよっとお聞きしたりもしていましたが、鬼北町も本格的に観光協会を立ち上げ、観光のアピールをしていただくといったような考え方でよろしいでしょうか、再度お尋ねをします。

○町長（兵頭誠亀君）

少しニュアンスは違うと思いますが、そもそも観光協会があるということは、その市町に市町以外からいろんな方がお越しいただく、そのような観光コンテンツがあって、それをなりわいとしていらっしゃる方もいっぱいいらっしゃる。その中で協会をつくって、よりその市町の観光に対して観光行政としてどうタイアップして、広がりをもって活力ある観光行政にしていこうというふうなことを観光協会ですべておると私は認識しております。

これから先なんですけども、今鬼北町には町外からお越しいただけるような、今までの見るというふうな観光というものが、ほとんどなかったというところがございます、もちろんあるのはあるんですけども、なかなかそれによってお越しただけがないというのが現状ということは御認識いただいていると思いますけども、その人材まちづくり法人というものについては、やはり観光コンテンツというものをいろんな角度から来ていただいて、観光というコンテンツだけではなく、町の中に人とか、それから風習とか、いろんな社会形成の中で人々が培っていかれるいろんな催し物、そんなものも全て観光として捉えることはできないかという広範囲でどんどん活力あるまちづくりを目指していく、そんなものをつくっていくのは、全国の今の流れでありまして、市町は申し上げませんが、やはり観光協会からDMOに移行するような市町も出てきておるとというのが現状でございます。

鬼北町には、逆に観光協会がありませんので、観光協会を設立するというよりは、やはりいろんな角度から、いろんな方々に携わっていただいて、まちづくりというものと観光というものを結びつぐためには、観光に特化したなりわいとしている方がいらっしゃる中で様々なエネルギーというものを集約して、それがインバウンドにもつながればいいかなと。

もう一つは、予土線というもののそのもの、または予土線の風土、すばらしい景観というものを発信していく、それにはDMOが必要なんじゃないかなというふうなのは、私、または5市町の首長さんなどの一致した意見でございます。

これから先、観光協会というものだけの捉え方ではなく、より現在の鬼北町、または四万十流域にとっていい形というものをつくるためにはどうしたらいいのかといったところの出始めといいますか、切り口になっていくのかなと私は思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了解ですか。

○9番（程内 覺君）



そうしたら、DMOを中心にして考えられていくということでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

全国の観光地あるいは活力あるまちづくりを目指す観光行政の一つの形として国が推奨しているのがDMOでございます。ですから、現在様々なインバウンド対策、または人を呼び寄せるのには、国の補助事業についても、DMOが再委託されるというのが今の必須になっておるといのは間違いございません。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

いいです。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問3、（2）について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

町長の答弁で来年度リニューアル、ホームページをされるということですが、町長が提案された鬼列車という、ああいう列車ももっと動画や何かで中に乗ってみた、乗っているようなものを、外観はもちろんですが、中から予土線を映していくといったような、そういったものも一緒にホームページとして鬼北町をアピールしていくほうが私はいんやないかと思いますが、その辺りいかがでしょうかお伺いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御提案いただきました件につきまして、先ほど町長の答弁にもありましたが、東京のほうで事業所から今専門家をお呼びして御提案いただいたような動画の製作も含めて御検討いただいておりますので、鬼列車等の中から撮影をしたような動画配信等についても積極的に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

以上で質問3については、終了します。

続いて、程内議員、質問4について質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

4番目の質問で、新型コロナウイルス感染症についてお伺いをします。

鬼北町における新型コロナウイルス感染者数として、9月6日の発表ですか、571人の方が町内で感染をされたということでもありますし、県内でも新型コロナウイルスの感染者増にある中、当町の対応についてお伺いをします。

（1）当町病院での医療逼迫は起こっていないか問います。

（2）感染が確認された場合、濃厚接触者、または感染者の待機期間は現在どのようになっているのか問います。

（3）感染確認された場合、経済的に困窮し、生活に影響を及ぼすと考えますが、何らかの支援策はないか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覺議員の第4番目の新型コロナウイルス感染症についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の当町病院での医療逼迫は起こっていないかとの御質問であります。愛媛県では、8月9日に8月末を期限とした「BA.5対策強化宣言」を発出いたしました。感染拡大に歯止めがかからず、期間を9月16日まで延長し、行動制限にも踏み込んだ「BA.5医療危機宣言」を新たに発出したところでございます。

県民の皆様は、保健・医療の逼迫回避と感染回避のための対策強化について、強い呼びかけを行った結果、県内の陽性患者は、8月18日公表の3,516人をピークに減少傾向にあります。未だに1,000人規模の高い水準で感染が続いております。

本町においても、8月の感染者数が250人に達して、予断を許さない状況を踏まえ、町内にある10か所の医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症拡大による医療現場の状況等アンケート調査を実施いたしました。その結果、9か所の医療機関から回答をいただきました。

「あなたの医療機関で、現在、医療逼迫は起こっていますか」との設問に対して、

2つの医療機関が「はい」との回答であり、その内容としては、「発熱外来対応による外来の通常診療の遅れ」、それから「宇和島保健所からの依頼による自宅療養者の健康観察の増加」、それから「陽性や濃厚接触者となる医療従事者発生による人員不足」等の逼迫状況を訴えられています。

町内においても、連日5名から10名程度の陽性者が確認されており、町民の皆さんに深刻な感染状況、そして、医療現場の危機的な状況を強く認識していただき、改めて一人ひとりが感染リスクを避け、重症化リスクの高い方を守るために、医療危機を回避するために、必要な行動を取っていただくことが重要であると考えております。

次に、2点目の感染が確認された場合、濃厚接触者、または感染者の待機期間は現在どのようになっているのかとの御質問であります。濃厚接触者の待機期間は、陽性者との最終接触日を0日として5日間です。ただし、社会機能維持者であるか否かに関わらず、2日目及び3日目の自主検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能になっております。

また、感染者の自宅での療養期間は、これまでは、原則として、10日間でありましたが、国は、「ウイズコロナへの新たな段階への移行を含めて、社会経済活動との両立を強化する」として、9月7日から、原則、発症した日を0日として、7日間に短縮をいたしました。また、無症状の方についても、これまでは7日間でしたが、検体を採取した日を0日として、検査で陰性が確認できれば、5日間で解除可能となったところであります。

次に、3点目の感染確認された場合、経済的に困窮し、生活に影響を及ぼすと考えるが、支援策はないのかとの御質問であります。

現在、厚生労働省におきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う生活と雇用を支えるための様々な支援策を掲げております。

新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方は、傷病手当金の支給対象となりますし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が、事業活動の縮小を余儀なくされた場合、労働者に対して、一時的に休業、教育訓練、または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金などのほか、新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給など、生活費や事業資金にお困りの方や、感染により仕事が減少した方、また、お仕事をお探しの方や、子どもの世話が必要で就業できなかった方など、働く方のみなら

ず、国民の皆様全体の支援策として、25のメニューが整備されております。

また、社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症に罹患し、仕事を休んだり、休業されたことにより、経済的に困窮された場合の支援制度として、無利子・保証人不要の特例貸付緊急小口資金・総合支援資金制度や、それらの特例貸付を利用できない一定の世帯に対しては、その住所を管轄する地方局において生活困窮者自立支援金支給制度などの制度を設けて、支援を行っております。

町におきましては、国の補助事業を活用し、感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等の実情を踏まえた支援の観点から、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金などの給付金の支給を実施しております。

また、地方税における減免制度として、大規模な感染症の影響を受けて収入が減少した方の支援をするため、世帯主等、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料につきましては、前年の合計所得金額と比較し、減少額が3割以上見込まれる場合には、前年の合計所得金額に応じた減免割合で減額、または免除いたしております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症に関するお悩みは、お一人お一人が異なるもので、国・県等の支援策も含め、必要な支援ができる窓口や、関係機関と適切な連携を図り、お悩みに寄り添いながら、解決に向けた支援に努めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、程内覺議員の第4番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問4、（1）について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

今細かく答弁をいただきました。医療逼迫につきましては、9か所の病院中、アンケートにより、2つの病院が医療逼迫が起こっているということですが、今まで通院をされている方とか、けがとか、病気とか、急になった場合、9か所の病院の全てでやはり適切な診察、診療を行っていただくことができているのか、それをお伺いをします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

ただいまの御質問に答弁をさせていただきます。

先ほど申しましたように、10医療機関にアンケート調査を実施いたしまして、9の医療機関から回答をいただいております。その中で、医療逼迫を感じているといった医療機関も2医療機関ございまして、そのうち1か所につきましては、院長がコロナに感染したということで、1週間程度休院したということでございます。

そして、あともう1か所につきましては、やはり外来発熱とか、あと感染が判明した場合に、平均的に8日から9日間程度、その方に対しての健康の経過観察等を行ななければならないということで、その点について医療の逼迫を感じているということでございますけど、今の段階におきましては、一般の診療等には多少遅れは出ておりますけど、その医院で精いっぱいやっているというような報告をいただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（程内 覺君）

今の件は了解です。

それと、3番目の感染をした場合の傷病手当金なり、そういった生活に関わることにしまして、昨日のデータですかね。570人ほど感染をされたということですが、そういったような傷病手当金がありますよとか、何らかの手当がありますよとかいったような情報は発信をされているのか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

基本的に現在8月のいつだったかな。県のBA.5医療危機宣言が起こった後、発症された後については、それまで住所氏名等は教えていただいたんですけど、それから以降については、全く町のほうにどなたが感染したかというのが知らせていただけなくなったということがありますので、現在、今ほど答弁をいたしました内容については、広報、回覧等での周知ということに徹しなければならないなというふうに思っております。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了解ですか。

○9番（程内 覺君）

はい、分かりました。了解です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問4、（2）について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

質問4、（3）について。

○9番（程内 覺君）

はい、了解しました。

○議長（芝 照雄君）

それでは、これで程内覺議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を午前10時5分とします。

休憩 午前 9時54分

---

再開 午前10時05分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、赤松俊二議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

赤松議員、質問1について質問を行ってください。

○11番（赤松俊二君）

議席番号11番、赤松俊二です。

先に通告しておりました、3点について、一般質問をいたします。

まず、このバイオマス発電事業については、今年5月31日に議員研修にて株式会社翔栄クリエイト本社に出向き、バイオマス発電の仕組みやら、ボイラー、そしてまたタービンの説明、今現在の稼働状況、そしてまたビデオによる紹介をしていただき、いろいろと勉強をさせていただいたところでございます。

そしてまたバイオマス発電事業につきましては、先般、令和3年1月、1回目の定例会において程内議員も質問されておりますが、重複する点があるかと思いますが、再度質問をさせていただきます。

まず、はじめに質問1、バイオマス発電事業についてお伺いいたします。

バイオマス発電事業については、鬼北町の木質バイオマス発電ロードマップによりますと、令和5年7月1日稼働開始となっております。住民の方からも「今現在どうなっているのか」と聞かれることがございますが、今後の事業計画、または町の取組

についてお伺いをいたします。

(1) 木質バイオマス発電事業計画の進捗状況について、どの程度進んでいるのかお伺いいたします。

(2) 町が行う側面的支援とは、具体的にどのような支援なのかお伺いいたします。

(3) 燃料となる原料の安定的な供給システムの構築、このことについて協議されているのか。以上よろしくお伺いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、赤松俊二議員の第1番目のバイオマス発電事業についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の木質バイオマス発電事業計画の進捗状況についてどの程度進んでいるのか伺うとの御質問であります。木質バイオマス発電の計画につきましては、平成30年度から、企業誘致として、そして森林間伐の手段の1つとして、事業化に向けた協議・検討を進めております。

令和3年3月に、経済産業省から固定価格買取制度、いわゆるFITの認定を受けた後、令和3年9月に、農用地区域の除外手続が完了し、現在、農地転用の手続に取りかかっており、計画としては遅れぎみではありますが、令和6年10月頃の稼働開始を予定している旨の説明を受けております。

次に、2点目の町が行う側面的支援とは、具体的にどのような支援なのか伺うとの御質問ですが、燃料となる木材の供給による森林整備の推進の観点から、森林環境譲与税を活用し、町内の林業事業者及び木材原木市場を対象として、令和2年度から、林業新規就業者支援事業を開始しております。

加えて、木質バイオマス発電所建設工事の開始時期に合わせて、木質バイオマス燃料の安定供給につながる林業機械等の整備に対する補助事業について検討しているところでもあります。

また、木質バイオマス発電所の建設に当たっては、様々な許認可の手続が必要になりますが、今後におきましても、町が行う各種事務手続の円滑な処理等により、事業実施に向けた環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の燃料となる原料の安定的な供給システムの構築について協議されているのか伺うとの御質問ですが、燃料となる木材の安定供給を図るため、町内の林業事業者及び木材原木市場を構成員とする鬼北町木質資源有効利用協議会を、平成30

年6月に設置して、木材の安定供給のための協議を開始し、令和3年には、鬼北町木質資源有効利用協議会の構成員と木質バイオマス発電事業者予定者との間で、木質バイオマス燃料安定供給協定が締結されております。

木質バイオマス発電事業が実施されることにより、現在の森林整備において発生している未利用材が燃料としての価値を持つことになり、これらの活用・運搬・収集等による燃料の安定供給を図るため、引き続き協議を行い、森林の持つ多面的な機能が十分に発揮できるよう、燃料となる木材の供給に伴う森林整備を推進していきたいと考えております。

以上で、赤松俊二議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

まず（1）の再質問なんですが、今ほどの答弁で令和6年10月頃の稼働開始予定という答弁でございましたが、まず、はじめにプラント工場、今現在のプラント工場とチップ工場の用地についてちょっとお伺いしたいわけですけど、プラント工場の用地については、以前程内議員が質問された折、おおむね取得確保ができていたとの答弁でございましたが、バイオマス発電所建設予定地のボイラーの部分は借地で、ほかの用地については、翔栄さんのほうが出資をされ、用地を取得確保されているという私の認識なんですが、それでよろしいのか、その1点。

それとチップ工場の用地については、翔栄さんの説明では、四国電力様の西側の山林に建設予定との説明でございましたが、今現在この用地の取得確保はできているのか、できていないのであれば今交渉をされているのか、ちょっとこの2点についてお伺いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただいまの御質問でございますが、プラントの工場予定地については、借地になっております。チップ工場の予定地につきましては、現在地権者の方と交渉をされているという説明を受けております。

以上です。



○11番（赤松俊二君）

そうしたら、プラント発電事業については、もう全部借地ということの認識でよろしいのでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

現在のところ、借地というふうに聞いております。

○11番（赤松俊二君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

1についての。

○議長（芝 照雄君）

1、まだありますか。なら再質問。

○11番（赤松俊二君）

次に、プラント工場の運営について、ちょっと運営と再確認ですが、チップ工場の運営について、また、ちょっと聞きたいわけですが、プラント工場の運営については、松山のちょっとこれは名前を言えないと、某会社と翔栄さんと、ほかに今現在出資される企業が今現在あるのか、この点。

それと、チップ工場についても民営で行われるということですが、今現在その状況と今後の方向性、その点についてちょっとお伺いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただいまの運営についてですが、現在出資していただける会社のほうと協議を行っているというふうに聞いております。県内の企業もありますし、県内の企業のほうとも出資の協議も行っているというふうに聞いております。

チップ工場につきましても、同様に翔栄クリエイトのほう为主体となりまして、現在のところ、出資の企業のほうと協議を行っているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、再質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

それと、翔栄さん、この間、研修の折に、バイオマス発電をする場合、水ですよ。1日の使用料が1日200トンの水を井戸水で確保するというようなことでございましたが、体積にすると10×10の高さ2メートル、これだけの水を井戸水で確保できるのか。その辺、周りとの環境に影響を及ぼさないのか。もしこの水が確保できなければ、タービンが当然発電ができないわけで、そこら辺、町として何らかの対策を考えられているか、そういった認識があるのか、その点をお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただいまの水の件ですが、今度着工に向けて現地での掘削をしての井戸水の調査を行うというふうに聞いております。使用する水の量につきましては、循環型ですということ、常時トン数が必要ということではないというふうに説明を受けております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、再質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

では質問1、（2）について再質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

（2）なんです、今ほどちょっとように聞けれなかったわけですけども、2つほど支援事業、このバイオマス発電について支援をするというようなことでございましたが、その内容についてももう少し具体的にどういう支援なのか、再度お伺いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

（１）も含めてなんですけれども、相手方がいろいろな提案をしていただいておりますけれども、その提案の内容について、やはりまずは精査せないけんということで、町のほうがどれだけの支援をするかということについて、どれだけ林家、または木材業者のほうへの接触といいますか、どのような状況で入り込んでいくのかというところを確認しなければ、支援策というものも、しっかりとこの場で数値的に出すのはちょっと難しいんじゃないかなと思うんですよ。

要は、林家の方々や木材業者の方々が、今の木材、間伐をする木材として出す分以外の部分としてしっかりと商売になれる部分というのがあることを確認できるような状況ができれば、すぐに支援というものについてやっていくべきじゃないかな。

また、この事業については、SDGsの関係もありますので、しっかりと持続可能な森林施業というものを対策していく上でも、町行政側として支援をするべきというものが付加してくるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、再質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

それと、もう1点なんですけど、B&Gの屋内プール、これの温水計画については、今も変わっていない、そういう計画をされるという考えでおられるのか、その点お伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

形といいますか、一番はじめは間伐を促進するというのでバイオマス発電を誘致するというので、その付加価値として様々な使い方ができますというところで提案を申し上げたところでございます。

ただ、これまでと位置関係、それから規模、またはボイラー等の内容等についてうまくそれが活用できるかどうかについては、そこまでまだ立証できておりませんので、それができるような形でどんどん対応してほしいということは、もちろん当初から向こうのほうには話はしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

よろしいです。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問1、（3）について再質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

（3）なんですけど、結局この一番燃料の安定的な供給、これが一番のあれだと思っ  
たんですけども、今ほどの答弁でいろいろと締結をされたというような答弁であったか  
なと思いますが、その折、バイオマス発電に係る、言ったら原料の供給ですよ。い  
ろいろ翔栄さんからの資料によると、大体年2万5,000トンから2万8,000ト  
ン、1日にすると約70トン、そういった燃料となる原料が必要であるというふうな  
ことでしたが、そういった具体的にですよ。トン当たりの単価、そういった  
原木の購入価格、そしてまた収集運搬ですよ。そういった協議をなされた上での  
締結に至っているのか。それと、やっぱり町内業者がやられると思いますが、その事  
業体によってはそれぞれの形態が違うと思うので、当然トン当たりの価格帯ですよ。  
そういったことも変わってくるのではないかと思います。その辺の協議、その辺に  
ついては協議をされているのか、そういうことを含めて今回締結に至ったのか、その  
辺ちょっとお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただいまの木材の関係ですけれども、まず2万5,000から2万8,000トンの  
量で各事業体との協定を締結されております。価格等の件につきましては、現在発電  
事業者のほうが、各事業体のほうを回られて価格の設定、あとそういったところの協  
議、詳細について協議を現在行っておられるところとなっております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

今ほどの説明では、協議はされて、実際まだ決まっていないということによろしい  
でしょうか。そういう認識でよろしいでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

価格については、おおむね県内の同じような発電事業所がありますので、そういったところとの価格を比較しながら、現在交渉が行われるというふうに説明を受けております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、よろしいですか。

○11番（赤松俊二君）

それと、もう1点なのですが、このバイオマス発電についての由来というか、間伐材、主伐材となっておりますが、言ったら、そういった杉・ヒノキの人工林、それ以外の未利用材ですよ。そういったことについては、このバイオマスの発電の原料とはならないのか、その点お聞きいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただいまの杉・ヒノキと人工林とその他の木材についてですが、買取り価格の変動はあるんですけども、全て燃料として供給できるというふうに伺っております。

以上です。

○11番（赤松俊二君）

一般木材、言ったら、ということは未利用材、A材、B材、C材、D材とかあるんですけども、AとかBは、言ったら利用材ということで、いろんなところへ行くと思いますが、CとかD、その辺についての材料についても人工林でなくてもこのバイオマス発電の原料となる、雑材ですよ。そういうことも対象になるということでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただいまありましたとおり、全て燃料として受け入れることができるというふうになっております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

この木材の安定供給ということについては、鬼北町においては、木質バイオマス発電を立ち上げて、もう約4年、平成30年からこういう事業の立ち上げをされていると思いますが、その間、状況が著しく変わっていると。その間、ウッドショックがあったり、それからアメリカの輸入材が入らなくなったり、そしてまた、ロシア、ウクライナの侵攻によってロシアからの輸入材も入らない。そしてまた、自国に対する燃料の考え方も変わっている。そしてまた、県内においては内子の木質バイオマスもあるし、県外では宿毛市の9メガバイトの木質バイオマス、そういったことがある中で、今後、材料、原料となる木材の奪い合いと、そういったことも今後起こり得るのではないかなと危惧しておりますが、そういった不安な面もあるかと思いますが、どのような対応を今後されるのか、その辺お伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

4年前にお話をさせていただいて、その考え方は変わっておりません。赤松議員が御心配されておるのは、Aの部分といいますか、企業さんとしてしっかりとした利潤を追求するという部分については、もちろんウッドショック、または世界の社会情勢の変化というものには対応、また影響は受けると思うんですけども、私がいつも申し上げておるのは、間伐をしたいというところについて、行政としてバイオマスに携わることは、あくまでも次の世代の子どもたちにしっかりとした木を残していこうという、その部分はぶれてはいけないと思っております、ですから業者さんが変わろうが、買うまいが、利潤を追求していただき、なおかつ、間伐をしていただけたら来ていただきたいというところでは、私はぶれてないつもりでございます。

要は、そこについて業者さんが、今言われたように、社会情勢を踏まえながら、今本当にやっていけるのかどうかということで、自分とこの資金も含めまして考えていらっしゃる、そこら辺りで少し遅れておりますけども、町としては、間伐をしていくということがぶれてしまうと、何のために企業誘致したか分からなくなりますから、そこだけはしっかりと持って、これからもしっかりとした間伐ができるように、先ほどの御質問のいろんな木がありますけども、雑木も含めまして、金額は違いますが、しっかりとそこは受け入れていただける、そういうふうなところを目指すのが適当なんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

そういった今町長の答弁でございましたが、今言った先ほどの支援策についてですが、そういった安定的な供給をされるに当たって、今後どうなるか分かりませんが、言った何らかの形で原料とか、どう言ったらいいんですかね。関わる農林業者の支援とか、それとか、運搬に係る支援とか、何らかのそういった支援策、そういったことも含めて考えていただけるということによろしいでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

町内業者さんが木の買取り価格、木材の買取り価格の上で、ほかの市町とそう変わらるのであれば、そこを強力に推進していくために、足腰をしっかりさせるためということであれば、先ほど申しあげました運搬収集の部分に対する支援というものが必然的になってくるんじゃないかなと私は思っています。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、赤松議員、質問2についての質問を行ってください。

○11番（赤松俊二君）

質問2、消防水利について伺います。

(1) 町内には、防火水槽68基、消火栓714基、これは平成26年4月1日現在設置されている。防火水槽の表示板が赤さびて全く見えなくなっていたり、消火栓ホース格納箱を示す標示がはがれている箇所が多数見受けられます。点検を行い、速やかに整備すべきではないか伺います。

(2) 防火水利の位置情報は、どのように消防団や自主防災組織に周知共有されているのか伺います。

(3) 防火水槽、消火栓についての今後の整備計画があるのか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、赤松俊二議員の第2番目の消防水利についての御質問のうち、1点目の

町内に防火水槽 68 基、消火栓 714 基設置されているが、防火水槽の表示板が赤さびて全く見えなくなっていたり、消火栓ホース格納箱を示す標識がはがれている箇所が多数見受けられる。点検を行い整備すべきではないかとの御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、消防水利に係る表示板等については、経年劣化等による損傷箇所が見受けられる状況がありますので、消防団と協議いたしまして、できるだけ早く、町内に設置してある表示板の点検を実施し、修繕等の対応を実施していきたいと考えております。

次に、2 点目の防火水利の位置情報は、どのように消防団や自主防災組織に周知共有されているのかとの御質問であります。町内における防火水槽や消火栓などの設置箇所の位置情報に関しましては、現在、危機管理課において、地図上に設置箇所を表示したものを作成し、管理・把握しているところであります。

消防団の団員へは、データや地図等による提供は現在行っておりませんが、それぞれ地元の団員が、夏季訓練・防火デー等の訓練時に、防火水槽や消火栓の点検を兼ねて、各設置箇所の把握・確認を行っているところであります。

また、自主防災組織に関しましては、現在のところ、情報提供は行っておりませんが、議員御指摘のように、防火水槽や消火栓の位置情報に関しましては、有事の際に特に有効な情報であると考えておりますので、今後、積極的に情報提供を行い、情報共有を図ってまいりたいと考えております。

次に、3 点目の防火水槽、消火栓についての今後の整備計画があるのかとの御質問であります。鬼北町におきましては、防火水槽、消火栓の新設については、それぞれ地元が整備し、町が補助金により費用の一部を負担することとしておりますが、平成 24 年度からは、住宅や福祉施設等が新たに建設されるなど、水利が乏しい箇所について、消防署等との協議により、町の全額負担で毎年 1 基ずつ整備しており、昨年度は、永野市に埋設式の消火栓を 1 基整備したところであります。

現在、消防水利等の整備計画は、策定しておりませんが、今後も町内の状況を確認しながら、防火水利の整備・維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上で、赤松俊二議員の第 2 番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問 2、（1）について再質問はありますか。

○11 番（赤松俊二君）



今ほどの答弁で、要するに、今後、点検をされ、そしてまた調査をされ、整備をされるという認識でよろしいでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

今回御指摘いただきまして、本当にありがとうございました。今後、詰めてまいります。

○11番（赤松俊二君）

その整備の際ですよね。何点かちょっと提案なんですけども、防火水槽を整備される場合に、体積の表示をされたらどうかと。鬼北町においては100立方とか、60立方、40立方、20立方それぞれ設置されておると思いますが、40立方が大体58基、かなり多い防火水槽になっておりますが、その折に、そこに立方標示をされたら分かりやすいんじゃないかな。

それと、標示について防火水槽のあるところに防火水槽と消防水利という2つの標示、別あるんやけど、それはちょっと分かりにくいけん、防火水槽という標示に統一されたほうがいいのではないかな。

もう1点、それとやっぱり赤さびて劣化して、やっぱり今回そういう状態ですが、そういった赤さびにならないような材質でやられて、さっと拭き取れるようなそういった標示板、そういったこともされたらいいのではないかなと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

3件、体積標示と統一標号、それから材質の変更について、3点を危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

ただいま質問、意見等のありました件について御回答させていただきます。

今意見のありました3点については、今後、点検するとき、多分標示自体が種類がいろいろな材質標示の仕方というのがありますので、今の意見を参考にしながら、今後の対応を参考にさせていただきます。

以上です

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

(1)のもう1点、管理についてちょっとお伺いしたいんですけども、消防水利とったら、自然水利と人工水利あるかと思いますが、自然水利というたら河川、そ

ういった水利になるかと思うんですけども、その間の消防水利のポンプ車なんかを置くところの水利があると思うんですけども、その間の消火道ですよね。その間の消火道というか、消防活動によって障害となったり、水草が出て、そういった水利に影響を及ぼすようなところがあると思うんですけども、そういった除去ですよね。そういったことについては、今団員がされておるんですか、それとも町が管理で行うのか、その点ちょっとお伺いしたいんですけど。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

ただいまの質問のありました消火道等についての管理ですが、消火道等の管理については、原則、先ほど消火栓、防火水槽の点検と同じように消防団中心にお願いしているところでありますが、それが徹底できとるかというのは、ちょっと確認しておりませんので、また今後の幹部会等でそこら辺を徹底したいというふうに思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問ありますか。

○11番（赤松俊二君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問2、（2）について再質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

（2）についてなんですけど、これは位置情報なんですけども、いろいろやり方はあると思うんですけど、これもちょっと提案ですが、大体消火栓というのは地下に埋設された消火栓が多くあると思いますけども、消火栓の位置ですよね。消火栓のホースの言ったら格納箱の10メートルあたりに、地下に埋設される消火栓があると思いますが、そこら辺近辺というのは、やっぱり水道の仕切り弁があったりですよね。上下水道のマンホールがあったり、そういった鉄蓋とかあったり、いろいろそこに消火栓の鉄蓋があったりするわけですけども、そういったときに、やっぱり消火栓の周りの黄色い塗装で塗るとか、やっぱり塗装をして、そこが消火栓でありますよということによって、初期消火の住民にとっても役に立つのではないかなと思うんですけども、その辺のそういう塗装をされるという考えはないかお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

ただいまの主に道路上になると思うんですけど、道路上の標示についてですが、何分先ほど基数、言われたように700からあります。そこら辺がすぐできるかどうかというのは、今即答はできませんが、今後の確認において、そこも検討しながら理事者とも協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、赤松議員、質問2、（3）について再質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

整備計画についてですが、1点だけ、今後、東南海トラフ地震が起きて、水道水利である水道とか、そういうことが破壊されて、消火栓がそういった使えなくなるということも想定しておかないかんと思うんですけども、そういった場合に人工水利、そういったことについての整備、防火水槽に限らず、防火水槽がメインになるかと思いますが、そういった耐震性のある貯水槽を今後整備する必要があるのではないかなと思います。その点、1点だけお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

消火水利の確保については、合併以降、協議により、地元のほうで設置をいただいて、それに対して補助を出すというような方式で現在のところやっております。ただ、もう合併して10年、20年経とうとしておりますので、途中で一部補助金の要項等を変更しながら対応しておる状況です。

今回の質問に当たって、宇和島管内の市町の状況も調査したところ、地元管理、鬼北町と同じような対応で管理しているというのは、主というか、全部そうでした。よって、今後も基本はそういった形で地元で周知しながら設置をしていただくような考えでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問ありますか。

○11番（赤松俊二君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で質問2については、終了します。

続きまして、質問3について、赤松議員、質問してください。

○11番（赤松俊二君）

質問3、フードバンクの活用についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減り、生活が困窮している家庭にフードバンクを活用し、食品の提供支援をしていく必要があると考えますが、そのことについて、以下について伺います。

（1）現在、町であり、社協では、フードドライブ、生活困窮者に対する食料品の寄附の受け付けを行っているのかお伺いいたします。

（2）町、社協とは別に、食料等を必要とする困窮家庭に対し無償で提供するフードバンク事業を展開している事業者はあるのか、なければ町独自で事業を行う考えはないか。

以上、お伺いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、赤松俊二議員の第3番目のフードバンク活用についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の現在町、町社会福祉協議会では、フードドライブを行っているのかとの御質問ですが、フードドライブは、食品ロス削減の施策の1つとして位置づけられ、生活困窮者の支援にもつながる取組でありまして、御家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、フードバンク活動団体や社会福祉協議会を通じて、地域の福祉施設や食を必要としている方々へ寄附する活動でございます。

町では、生活困窮者の方々への支援として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金や、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などの事業を展開しておりますが、フードドライブでの支援事業は、現在のところ行っておりません。

また、社会福祉協議会につきましては、フードドライブによる支援事業は行っておりませんが、未使用食品の橋渡しとして提供していただいた食料を必要とされる団体や、個人の皆様へ配布するフードバンク活動団体と連携して、社会福祉活動を実施していただいております。

なお、県内では、生活協同組合コープえひめや、株式会社フジなどの各企業様がフードドライブを行っていただいております、町内においては、フジ広見店がフードドライブコーナーを設けて、穀類、サバ缶詰などの保存食品、インスタント食品や菓子類など、御家庭などからお持ちいただいた食品を、フードバンク活動団体を通じて子ども食堂や福祉団体へお届けしていただいております。

次に、2点目の町、町社会福祉協議会とは別に、食料等を必要とする困窮家庭に対して、無償で提供するフードバンク事業を展開している事業者はあるのか、なければ町独自で事業を行う考えはないかとの御質問であります。県全域において、NPO法人eワーク愛媛が、フードバンク事業を展開していただいております。この団体は、平成24年から、新居浜市を出発点として、宇和島市、松山市、西条市などに、フードバンク拠点を設けて、地域や企業と連携し、生活困窮者の方々への支援活動を行い、地域福祉に貢献をしていただいております。

町といたしましては、町民に対して、フードドライブ及びフードバンク活動を広報等で紹介し、認知度の向上を図るとともに、県や社会福祉協議会、そして、NPO法人eワーク愛媛などのフードバンク活動団体と連携して食品ロスの削減や、フードバンク活動の活性化によるコロナ禍における生活困窮者等への支援事業を実施していきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、赤松俊二議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

1点だけ、町内において、ボランティア団体があって、フードバンクを支援したいという団体も町内にもあろうかと思うわけですが、社協と今ほど橋渡しはできるようなことを聞いたわけですが、今後、社協と協議をして、そういった生活困窮者の橋渡しができるということによろしいのか、できれば町内の方にそういった提供ができればなと思うわけですが、その辺再度伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

ただいまの御質問ですが、社会福祉協議会と連携をしながら現在もフードバンクの活用について住民の皆さんにも周知をしているところであります。今後も、もし新たにそういったボランティアの団体の方がおられるということでありましたら、また継続して社会福祉協議会との連携の下、町民の皆様にもそういった周知活動に努めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

はい、了解。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問3、（2）について再質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

質問2の（2）なのですが、フードバンク、フードドライブ、そういった活動というのは、そもそも食品ロスを減らすために、言ったら行われている活動であると認識しておりますが、現に国のほうでもですよ。令和元年5月24日に、食品ロス消滅推進法とか、そういうのが成立されているわけですが、そういった食品の有効活用の観点から、町で災害用の食品を備蓄されているかと思われませんが、そういった食品については、大体食品であれば5年、飲料水であれば7年、そういった感じになっていると思いますが、そういった期限の到来に併せてですよ。そういった食品の有効活用、またそういった食についてフードバンク、事業者、県内、町内になればそういった団体、県内、そういったところに寄附を検討してはどうかと思いますが、その辺再度伺いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁をいたします。

○環境保全課長（森 明君）

今ほどの御質問なんですけども、食品ロスの削減ということで、私のほうから御説明させていただきたいと思っております。

町のほうでは、先ほど町長答弁にあったように、まずはフードドライブ、フードバンクにつつまして、町民の皆様に認知度を上げていくということが第一前提かなということ考えております。

今ほどの災害に伴う食品につつましては、当然使用期限がございますので、それは危機管理等と連携をしながら、食品がどれだけ余っているかということを確認しまして、それを活用していきたいと考えておりますし、先ほどありましたNPO法人とか、社会福祉協議会と連携して、その流通先とかも検討させていきたいと思っておりますので、そういうことで御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

これで赤松議員の質問を終わります。

次に、4番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

中山議員、質問1について質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

議席番号4番、中山定則です。

先の通告のとおり一般質問を行います。

質問1、愛媛県立北宇和高等学校存続について。

愛媛県教育委員会は、7月12日、県立高校55校を44校に再編する県立学校振興計画を公表しました。今後は8月に開催された第1回地域説明会と同じ内容で、10月に第2回地域説明会、その後、パブリックコメントを経て、来年1月、振興計画を決定し、令和5年度から実施することになっています。

次の2点について質問をいたします。

（1）この振興計画案では、令和7年度、県立北宇和高校は三間分校を統合し、令和9年度から2学級となり、魅力化推進校になる前期計画が示されています。

なお、魅力化推進校の募集停止については、入学生が30人以下の状況が3年続き、その後も増える見込みがない場合は、募集停止を行うと再編整備基準に記載をされています。

県立北宇和高校存続のため、今まで以上の入学生増の支援が必要になるとわれま

すが、どのような施策を展開していくのか質問をいたします。

(2) 後期計画の令和10年度から令和14年度までの後期計画の方向性として、入学生数の減少が継続する場合は、地区内での統合等により、学校数を5校から4校にすることを検討するとあります。町として、どのように対応するか質問します。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の愛媛県立北宇和高等学校存続についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の県立北宇和高校存続のため、今まで以上の入学生増の支援が必要になると思われるが、どのような施策を展開していく考えかとの御質問であります。議員御承知のとおり、県立高等学校の再編計画が7月に示された中、これまで以上に危機感をもって県立北宇和高校存続のための施策、取組を強化していかなければならないと考えているところであります。

現在、町では、北宇和高校と連携し、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームが運営する地域みらい留学に加入し、全国募集による生徒数確保に取り組むとともに、北宇和高校教育寮の整備予算について、今回の第3号補正予算に計上したところであります。また、今年5月に開講いたしました公営塾につきましては、多くの生徒の皆さんが利用いただく中、高校進学を予定する中学生の保護者からの問合せや、関東から馬術部に対する問合せ等もいただいております。今後も生徒の安定確保に向け、これまで以上に、北宇和高校と連携し、高校魅力化を図る事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、2点目の後期計画の方向性として、入学生数の減少が継続する場合は、地区内での統合等により、学校数を5校から4校にすることを検討するとある。町として、どのように対応する考えかとの御質問であります。入学生徒数の減少が続く高校については、御質問にある検討がなされていくわけでありますので、そうならないためにも、町として、1点目の質問でお答えをしました施策に取り組み、県立北宇和高校存続に最善を尽くすことが必要であると考えております。

御理解、御協力をいただきますようお願いをいたします。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）



中山議員、質問1、(1)について再質問はありますか。

○4番(中山定則君)

令和5年度、令和6年度と、市町行政や地域住民を含んだ準備委員会を設置することになっていると思いますが、北宇和高校、三間分校との統合に向けて準備委員会を設置することになっていますが、第1回地域説明会の資料で、宇和島圏域の農業教育の充実が示されています。

農業教育の充実についての支援策は考えておられるか質問をいたします。

○町長(兵頭誠亀君)

これまで公営塾、それから教育寮ということで、全国に公募を始めるまでに必ず必須とされる部分について、ハード事業について御理解をいただいたところであります。

これからの先について、先ほどは抽象的な言い方をいたしましたけども、生産食品科の部分で現在鬼北町内で農業を営んでいらっしゃるって、収入として、なりわいとしてそれをトップにやられている農業経営の方々ですね、北宇和高校の生産食品科のほうで勉強されている内容が、必ずしも100%同じ教育内容ではなっていないということも確かにあるんじゃないかなと。

そこで、現在、農業をなりわいとしてされておる方で、これからの産業、スマート農業に近いような形の農業をされとる方を講師に招いて、それで今の鬼北町の農業はこういうものなんですよという現状をまずは見てもらうということも必要なんじゃないかということをお話をしております。

実際にその農家さんに入ってもらって、今の栽培については、こういう形でしていただきますよとかいうことを学んでいただいて、子どもたちに興味を持ってもらう。どうしてこのように収益が上がるのか、そういうことも勉強してもらうのがいいんじゃないかなというふうに考えております。

これからの整備というのは、ハード整備ではなしにですね、いかに子どもたちが普通科なら普通科、それから生産食品は生産食品科、それぞれに興味を持ってもらえような形、または部活動、いろんなところで興味を持ってもらうようにすることが大切じゃないかなと思っております。

一筋縄ではいかんかもしれませんが、1つずつそのように北宇和高校の生徒さん、または先生方とも協議を進めている状況は御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、質問ありますか。

○4番（中山定則君）

答弁いただいた件で、スマート農業5G、基地局を北高の屋上に整備され、その後の状況についてお伺いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

まだ試験状況というふうに聞いておりますけども、取りあえず詳しいことについて企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの質問なんですが、現在県内の新居浜高専さんのほうから、そういった技術を活用して何か北宇和高校さんの力になれないかというような協力の働きかけ等もいただいておりますのでございまして、現実には打合せ等も何回か開催をさせていただいているところです。

そういった専門の方の知恵、御意見を借りながら、こういった活用ができるかというのは、今後も検討していきたいと思っております。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

続きまして、農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

今企画課長のほうから申しましたとおり、新居浜高専のほうと連携協定のほうを話をいたしております。その中で、やはり北宇和高校の農業部門の全国にないようなそういった指導とか、そういったものがないだろうかということで、例えば5Gを利用しましたスマート農業を勉強できるですとか、そういったいろんなことの内容について今協議いたしておりますので、今月に入りましても新居浜高専のほうへ行きまして、北宇和高校を交えまして、そういったことについて話をしていきながら、北宇和高校生の全国から付加価値のある農業関係の勉強ができるような形の推進ということで、今後も協議してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

今の件は了解いたしました。支援策として町と北宇和高校との結びつきの強化というのが、今以上に求められるんじゃないかと思うんですが、その辺で町内の小学校、中学校との連携も行われていますが、その発展、それと、町内の文化活動への参加

等もされていますが、そういう部分の発展、併せて北宇和高校がある鬼北町として町の十分な環境整備、北宇和高校を中心的、その辺りを十分な環境整備をすることによって全国募集あるいは町外からの入学生増につながるのではないかと考えているんですが、その辺について町長の見解をお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

全国募集しておる高校は、全国で70を超えておるとのことなんですけども、その中で、愛媛県のほうではよくニュースで取り上げておりますのは、伊方町の三崎高校、それから長浜高校ですね。ここらについては、結局地域の方々の存続を願う気持ち、それから子どもたちといいますか、高校生がその地域というものを自分の課題として捉えた活動というものが評価されておる、その実態というものを全国から来た、全国から来たいなという気持ちを盛り上げているというふうに思うわけです。

ですから、今ほど議員さんが言われました、それぞれのハード事業の必要性というものも考えなければなりませんけども、やはり子どもたちに鬼北町でどのように暮らしていくか、また、どのようにもうけていくか、そんなことも考えてくれるような子になれば面白くなるんじゃないかなと。

それと併せまして、今までの特徴であります馬術部を含めた部活動について行ってみたいというような状況ができれば、本当にいいんじゃないかなと。高校生活3年間の中で、子どもたちそれぞれが自分がここに来てよかったと思えるような状況を生み出すことが、そのようなところを提供することが行政としての一番の支援策なんではないかなと思うわけです。

抽象的な答弁になりましたけども、そこが逆に解決できれば、すばらしい高校支援になるんじゃないかなと私は思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

了解、ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

後期計画が策定される時期までに存続のための動きが必要ではないかと考えますが、準備委員会が令和5年度、6年度開催されます。そのときに、やはり後期計画につな

がるしっかりしたものを立てる必要があると思うんですが、その辺について町長の見解をお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほど申しあげました、北宇和高校の寮、それから公営塾、それから全国発信しております馬術、それから四万十川流域を中心としたまちづくりについての高校生たちの参画、自転車文化の普及、そこら辺りも含めて様々な角度から高校を魅力化したい、その活動をやっていくことがまずは大切なんじゃないかな。それをしっかりとやっていくこと以外に、例えば議員さんはどのようなことをお考えなのか、もし提案があればこの質問と同じように、これはどうかというようなことも御質問いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

県が公表されましたこの愛媛県県立学校振興計画、繰り返すんですが、計画期間は令和5年度から令和14年度までの10年間となっています。前期計画について今回地域説明会で細かく説明され、地域から2件ということですが、その地域からの意見についても地区ごとの意見に限るというような形で地域説明会を1回目されました。それで、繰り返すんですが、私が質問している2点目については、後期計画の方向性、14年度までの計画と言いながら、指針においても、指針には触れてないか、指針は14年間まで作成しなさいと言われていますが、振興計画案は後期計画については、先ほど言った部分のみになっております。もう14年度の中学、この地域の受験の対象者の数も推計が出ておりますし、それを見るときかなり厳しい状況にもなっておりますので、この5校から4校というのもなかなか実行されるのではないかと心配しているわけです。

そこで、私の提案としては、準備委員会でその辺りも十分協議をしていただいて、していただくし、後期計画が策定される前に県立学校検討委員会等も都合によっては開催するという話ですので、そういうところまで来ると、もうほぼ計画案ができてしまうのではないかと私は心配しております。

もう志願者数は減が分かっているので、学級数も減になるという危機的な状況にありますので、ぜひとも小規模校も残すような動きに変更できないかというようなところまで踏み込んで、町として、県市町連携の中でその協議も、県教育委員会だけの問題ではないと私は思っているんですが、市町連携の中等でも協議を十分にいただいたら

ということを提案させていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

議員も御案内のとおり、後期計画の策定そのものは、県の教育委員会が出されるものでありまして、町としてどう関わっていくかについて、多分中山議員はそこを言われておるんだろうなと私は思っております。

前も1回申し上げましたけども、十数年前、その当時の理事者のほうから議会のほうに正式な場で県立高校に対する支援については、県立高校なので町の財政支出については慎重にするべきだというふうなお話があった、あれからもう十数年たったわけでありまして、やはり時代の流れといいますか、愛媛県内どの市町にとっても地元の市内、町内の高校がなくなることについての影響というものをどこも把握されておって、マスコミ等で報道が出ていることはもう御案内のとおりでございます。

私もその考えは同じでございます、やはりどのようにそれを存続していくかということについて県立の高校の先生方、また子どもたちだけの問題ではない、あくまでも地域の問題として捉えておるから、このように議会の場で討論させていただけることは、本当にありがたいといいますか、課題を共有していただけるということで感謝をいたしております。

これから先もそのような形で最後の後期計画の中の傍聴ができる、または、協議ができる検討委員会ができたとき、それに対する事前準備というものについては、ある意味、必要な部分が出てくるかもしれないと思います。いろんな方々の御意見を聞くと。ただ、令和5年といいますと、もう早、1年と、来年になるわけですよ。それは今現在進めておることが、うちのスタッフでも懸命にその部分を全国発信に向けて頑張っている中で、この検討会というもの、まだ検証する、今実際に事業を認可をいただいて、高校寮、それから公営塾、それから部活の状況、そこら辺りを情報発信をするところの評価もできないうちに、準備委員会でまた新たな施策というものがだめ押しのように必要な部分もあるかもしれませんけども、そこら辺りは少し考えさせていただきたいと思いますが、御理解をいただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

振興計画案では、市町、市立、市町立への移管ということも関係市町から市町立の移管の申出があった場合は協議するという再編整備基準が示されています。この点について町長も何度か参加された地域協議会とか、そういう部分で、県のほうから、県

教委のほうから話があったのか。ここで出されているのはどういうことなのかについて、再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

協議会の内容については、基本的には公表されておりませんので、全ては申し上げるわけではありませんけども、ただ、北宇和高校の存続について、今回県のほうには数年前から廃止は絶対困るというふうな話を申し上げたことは間違いはございません。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、以上で質問1については、終了します。

質問2について、中山議員、質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問2、鬼北町地域公共交通網形成計画の見直しについて質問をいたします。

（1）自家用車を運転できない方の移動実態に即した普段の移動手段のニーズの把握はできたのか質問をします。

（2）利用者ニーズに即した交通手段の導入及び効果検証を行ったのか質問をします。

（3）計画の見直しについては、令和4年3月1日に設立された鬼北町地域公共交通活性化協議会で行われるのだと想像をしますが、そこに提出する案として、計画の見直しに当たって、自己評価だけではなく、町内の団体等からの評価を受けて行う考えはないか質問をいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目の鬼北町地域公共交通網形成計画の見直しについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の自家用車を運転できない方の移動実態に即した普段の移動手段のニ

ニーズ把握はできたのかとの御質問であります。今回の公共交通網形成計画の見直しにつきましては、全地区を対象とした調査は行わず、前回の公共交通網形成計画の策定以後において、路線バスの運行休止により、公共交通網に変化の生じた日吉地区のみ、公共交通に関する実態調査を実施しているところであります。

なお、前回調査での交通空白地等における必要な移動手段のニーズといたしましては、町営バスの運行、バス・タクシー利用における運賃補助、地域による住民輸送の構築などの意見が7割を占めており、現状においても、同様の意見が多いものと捉えているところであります。

次に、2点目の利用者ニーズに即した交通手段の導入及び結果検証を行ったかとの御質問であります。現在、町営バスとして、循環線、愛治線、屋敷線を運行しており、その効果や内容等については、今後、開催する公共交通会議において報告させていただき予定にいたしております。

また、住民の皆さんのニーズに対応するため、三島地区においては、地域の方々の御理解と御協力をいただき、地域住民輸送の運行開始に向け準備を進めているほか、民間バスやタクシー利用における運賃割引等についても、新たな支援策を検討するよう担当課に指示をしたところであります。

次に、3点目の計画の見直しは、自己評価だけではなく、町内の団体等から評価を受けて行う考えはないかとの御質問であります。今回の計画見直しについては、各地域の住民の代表者、町内外の交通事業者、運輸局、愛媛県などの関係機関の職員で構成される鬼北町地域公共交通活性化協議会において、計画の見直しを行っていただくこととしており、協議会の求めに応じて、町内団体等の参加についても検討させていただきたいと考えております。御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ニーズの把握について計画書189ページに、住民ヒアリング実施とあります。日吉以外でも大字小倉、大字北川とか、はじめ地域が挙がっておりますが、計画書に上がっているニーズ把握、住民ヒアリングを日吉地区のみ行ったという理由について再度質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどのなぜ日吉地区のみ実施をするのかというような御質問でございますが、前回調査以後、町全体として交通事情に大きな変化をもたらせた事情というのではないというふうに承知をしております。ただ、前回、調査以後に日吉地区におきましては、一部路線の運休等ございました。そういった関係もございましたので、今回日吉地区のみを対象としてニーズ調査をさせていただいているところでございます。

以上です。

○4番（中山定則君）

すみません。ということは行ったということですか。

再度、答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

日吉地区のみ、現在8月26日から9月16日まで、ニーズ調査を実施中としております。

失礼します。全地区の調査のほうはやっておりません。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

行わなかった理由について、再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

前回の計画については、30年の3月に公共交通網を策定されておりました。その際には、全地区対象にニーズ調査を行っているところでございます。その後、今回の見直しまでにおける町内全体の交通網等を考える中で、大きく交通事情に変動等があるという部分はないと承知をしておりましたので、今回計画に併せて全地区の調査は行っておりません。

先ほどお答えをさせていただいたとおり、日吉地区におきましては、高知高陵交通の一部運休等がございましたので、そういった交通事情におけるニーズ等を改めて確認をさせていただきたいと思われましたので、今回調査をさせていただいているところ



です。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

質問はありません。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問2、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

タクシー補助券の交付、そして幹線と接続する支線の導入、近永地区循環バスの試験的導入ということが行われましたが、失礼しました。タクシー補助券の交付、近永地区循環バスの試験的導入については行われましたが、幹線と接続する支線の導入はされてないと思います。そういうことの効果検証を行ったかについて再度質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問のありました内容のうち、支線のほうに町営バスなり、何か交通事業者等の対策を取るという部分については、現在まだできておりませんので、検証というような内容にはございませんが、愛治線、また屋敷線、循環線につきましては、一応3年間平均で検証させていただき、その内容については、今後予定をしております公共交通会議で御報告をさせていただいて、その意見をいただく、そういった予定で考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

はい、ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問2の（3）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

地域公共交通会議も公的な会議ですが、先ほど私も言いましたし、町長の答弁にも

ありました、令和4年3月1日に設立されました鬼北町地域公共交通網活性化協議会で見直し等もされると思うんですが、そのときに出される案としてまでに内部で自己評価をされると思いますし、外部の評価というか、その協議会が評価だと言われるかもしれませんが、いろいろなところで意見を吸い上げて臨まれる考えはないかについて再度質問をさせていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

これから先、しっかりとした計画を町全体にというふうなことも含めて、多分議員さんは言われておるんだろうなと思うわけでありましてけれども、地域公共交通会議のほうで一番の課題というのは、もう御承知のとおり、幹線であります320号についてはバスが走っておる、それについて昼間は少ないけれども、朝夕については宇和島への、また近永への通学、それから通院、そこら辺りの方がいらっしゃるわけですから、それをなくすわけにはいかない。逆にそれぞれ日吉、三島、愛治、泉、好藤、近永それぞれの地域で山だねがあって、そこにはバスもない、その幹線まで歩いていくことしかできない、そこら辺りは何とかできないかというのが町民の方々、おじいちゃん、おばあちゃん方の本当の悩みだということは承知しておるわけです。その方が、今回三島地域のほうで、たねから三島の小松まで下りてくることについては、御協力をいただいたわけですが、三島地域の方々においても、それを近永まで、あるいは日吉まで伸ばせないかと。それが本当の課題の解消なんだということを訴えていただいています。もちろんごもっともな意見でありまして、その分について今まではバス会社については、どうしてもうまく言っていられなかったんですけども、逆にその部分を町が支援していくと、何らかの方法で、そこで利用者を増やしていく、言葉はいいか分かりませんが、ウィン・ウィンになるような形というものをつくり上げるかどうかということは内部の評価としてこれまで、ここ数か月の間に話しておるところではございます。

それを今後の会議のほうに少し提案をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

以上で、質問2については終了します。

続いて、中山議員、質問3について質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問3、鬼北町ホームページの全面リニューアルについてお伺いをいたします。

（1）鬼北町ホームページの全面リニューアルのデザインや設計は、子どもから高齢者までスマートフォンでの利用が簡単にできるようにするため、利用者の要望を聴取した上で行う考えはないか。

（2）防災情報、避難情報、防災行政放送、回覧の内容をトップページに掲載する考えはないか。

（3）ホームページから公共施設への予約ができるようにするなど、新たなサービスを計画しているのか。

以上、質問します。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第3番目の鬼北町ホームページの全面リニューアルについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のリニューアルのデザインや設計は、子どもから高齢者までスマートフォンでの利用が簡単にできるようにするため、利用者の要望を聴取した上で行う考えはないかとの御質問であります。ホームページの改修につきましては、来年度中の公開を予定し、現在、改修業者の公募準備を進めているところであります。

利便性に配慮し、デザイン性に優れた内容になるものと考えておりますが、中山議員の御意見を参考に、改修に対する意見募集の実施など、改修過程において広範囲に利用者の意見を聴取し、参考とさせていただきたいと考えております。

ただ、様々な御意見が出てくるということも可能性としてはありますので、その都度、御承知置きいただきたいと思っております。

次に、2点目の防災情報、避難情報、防災行政放送、回覧の内容をトップページに掲載する考えはないかとの御質問であります。トップページにつきましては、掲載情報を整理し、閲覧のしやすいデザインとなるよう考えているところでありますが、御質問の件については、1点目の御質問でもお答えいたしました。意見募集による意見等も参考に、各担当課との協議により検討をしたいと考えております。

次に、3点目のホームページから公共施設の予約ができるようにするなど、新たなサービスを計画しているかとの御質問であります。現在のところ、施設予約管理シ

システムの構築、導入等の計画はありませんので、今回の改修においてホームページからの施設予約については想定をしておりません。

新たなサービスとして、近隣市町でも導入がされております、自動会話プログラム機能の追加を考えておりますが、改修業者における企画提案の中で、住民サービスの向上につながる新たな機能等の提案がありましたら、積極的に採用してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

鬼北町ホームページのアクセス数、令和2年度27万143件、平成23年が13万4,000件余りということで、かなり伸びているんですが、この数字はどういうふうな形で把握されたのか、それと、この数字のアクセスについてパソコンからのアクセスなのか、スマートフォンからのアクセスなのか、その辺が分かるのかどうか。

それと、区長、組長などを通じて、今回の全面リニューアルに向けて、今の利用者の把握とか、そういう部分のアンケート調査なり等で現在の鬼北町ホームページの利用状況の把握される考えはないか再度伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

ただいま3件の件、企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、1点目のどのようなアクセス数のカウントはどういうふうに行われているのかということですが、うちの担当者のほうが管理のほうをしておりますので、そちらのほうで確認をさせていただいているところでございます。

次に、パソコンとスマホ、パソコンで幾ら、スマホで幾らというような確認はできるのかということですが、ちょっと詳細のほうを確認しておりませんので、また後ほど確認をして御報告はさせていただきたいと思っております。

次に、区長、組長を通じてリニューアルに向けた内容等の把握をされたらどうかというような御質問だったと思うんですが、現在ホームページをよく御活用いただく方を対象にさせていただいて意見等を募ったほうがよろしいかなと思っておりますので、その意見募集については、ホームページのほうで、今月中旬に業者の公募を予定しているんですが、それに併せて意見の公募もさせていただきたいと、そのように考えているところです。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

私が言いたいのは、どのような人が利用しているのかということ把握する必要があるんじゃないかということで、例として区長、組長に依頼する方法とか、抽出したアンケートで大体のところを把握するとか、そういうことをしてはどうですかという提案でしたので、再度その辺お願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

中山議員さんの理由が私も今分かったんですけども、どういう方が利用していらっしゃるかということの大きなくくりであれば、もっともっと簡単にできると思うんですけども、今現在、実際にホームページに入ってこられる方というのは、どういう方かといいますと、その利用の方法1つ取ってもメインのところにきてくる方はほとんどいらっしゃらない。どういうことかといいますと、スマートフォンでやりますと、鬼北町だけじゃなしに、鬼北町福祉施設あるかないかとか、そういうのが入ってきますと、ホームページの画面の奥底まで入ってきてもらえる。そこについては、今議員さんが言われたような、どのような人が入ってくるかやなしに、どのような人がどこを見ていらっしゃるかというところが対応に鍵になってくる、やはりそこら辺りは全国の状況とかを踏まえた専門の業者さんに、だから、こういうふうな入り方がいいんじゃないかというふうなアドバイスをしていただくということが大切になるんじゃないかなと。区長、組長さんはどこを見ていただくかというたら、町の補助金とか、制度はどうなっているかということを見ていただくほうが多いと思いますので、そこら辺りの分を見やすいようにすることは可能んじゃないかなと私は思っております。

宇和島市のチャット方式を私も拝見したんですけども、見やすいけども、ただ、おじいちゃん、おばあちゃんには分かりにくいかな。様々な形、今のはちょっと語弊がありますけども、メリット・デメリットがあると思うんですよ。そこら辺りも検討の材料になるんじゃないかなと私は思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問ありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問3、(2)について再質問はありますか。

○4番(中山定則君)

(2)について、回覧については見て回すということですので、なかなか記憶をしてないという方も多いので、この情報はホームページに出てるのかなということで見たりするわけなんですけど、今年のことを言いますと、お盆のごみ出しの時期について回覧は回ったと思いますが、ホームページには出てなかったんじゃないかと思うんです。それで、私の地元のほうでは、ごみが出されて、出す日じゃないのに出されてきました。そういうこともありました。

また、ひょうたんプールについては、火曜日が休みということになっているんですが、お盆時期については、特に行こうかという形で火曜日に行かれたという、そういうこともありますし、B&Gプール、8月15日、休みやなかったかと思いますが、そういう情報については、こういうホームページに出すべきではないかと思います。

それと、気象情報等については、報道機関、テレビ等には出ますが、今回地区ごとに細かくというような警報の出し方もされるようですし、今回の理由に併せて担当課といいますか、ホームページにアップするような形のところで、操作がしやすく、リアルタイムにやはりそういう情報を流せるようなシステムの改修をしていただいたらどうかということで提案をさせていただきます。

その辺について再度答弁をお願いいたします。

○町長(兵頭誠亀君)

まずは、先ほど宇和島市のホームページのことを申し上げましたけども、私はチャット方式が見やすいと思って、個人的なことを言うんですけども、私の父親・母親の時代には、これは見にくいという、いろんな見方があるということで御理解いただきたいと思います。

今の施設の利用、またそのほかの分については、企画振興課長のほうが答弁いたします。

○企画振興課長(小川秀樹君)

御質問の情報等については、技術的には可能だと担当のほうは考えておりますので、掲載対応時においてどのような表示掲載等になるかは、業者選定の折にプレゼンや企画書を見させていただく中で確認をしていきたいなと思っております。

ただ、それぞれの担当部署のほうでそういったアップ作業をされることになろうかと思っておりますので、掲載作業等に対応いただく部分であるとか、適切に日々更新とか、そういった作業でどれぐらい労務を要するのか、そういった部分も見極める中で、担

当課と協議をしながら、また検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

今回の全面改修でスマートフォンをお持ちの方は町内でも多いと思いますし、ぜひとも、鬼北町ホームページを見てもらえるような形で全面ホームページのリニューアルをするんだというような回覧を回すなり、これは回覧で回したほうが良いと思うんですが、町の行政側としてホームページに載せれば見ていただいているという感覚はあるかもしれないんですが、鬼北町ホームページを見られるということが習慣的になるような形で回覧するなどして、今回の全面リニューアルについて進められたらどうかと思います。その辺について町長のお考えを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほど議員さんが御指摘のように、年々増加している、先ほど議員さん言われました、平成23年、13万4,000、平成26年が18万、それから令和元年度が21万、令和2年度が27万と、ずっと上がっておりますので、これは全国の状況も一緒だと思いますけども、それほど関心高く思ってくださいと伺いますか、利用度が高いというふうな意味からも、町内の方々にも活用していただくということで、回覧等も含めまして、できる限りの情報提供をさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問3、（3）について何かありますか。

○4番（中山定則君）

（3）の質問については、一般質問を前回もさせていただいて、導入予定なしということであって、今回もそういう答弁であったわけなんです。この公共施設の予約についてもホームページ上でできるというのは、ある程度一般化しているんじゃないかと思っておりますので、その辺も今回リニューアルに当たって検討をいただいて、全国のホームページで予約できるのは、どれだけ、町の規模等を勘案してどうなのか。この

予約システムを導入しない理由の中に料金の問題等を言われておりますが、その辺の問題等も含めて検討いただけたらと思いますし、いろいろ電子申請とか、いろいろな形もあるわけなんです、その辺も含めて検討いただけたらと思います。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

今ほど言われました、全国の状況もしっかりと担当課のほうでチェックするように指示をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

これで、中山定則議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時54分

---

再開 午後 1時00分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から先ほどの中山議員からの質問に対する答弁の申出がありましたので、これを許可します。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

先ほどの中山定則議員の質問3、ホームページの全面リニューアルについての中で、閲覧者につきまして、スマートフォンであり、パソコンであり、そういった機種の特等定等はあるのかというような御質問ですが、現在の鬼北町におきましては、グーグルの無料予備サービスを利用しまして端末の確認をしております。

令和3年度につきましては、スマートフォンでの御利用が39%、タブレットでの



利用が5%、パソコンでの御利用が56%、そのようになっております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了解ですか。

○4番（中山定則君）

ありがとうございます。

それで、令和2年度で27万件ほどあるんですが、1日365で割ると740のアクセスがあるというのがすごいんですが、先ほどの質問でお願いといいますか、しましたように、ぜひ利用者の実態調査をしていただけたらと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁はいいです。

それでは、次に6番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

○6番（山本博士君）

議席番号6番の山本博士です。

先の通告のとおり質問をさせていただきます。

質問1、農地の利用について。

農地を利用して、太陽光発電をされているところがあります、農地を利用されている方が、地元の方ならば境界外の管理も行き届くのですが、町外の方などは、境界外の管理はされていないように見受けられます。

農地において、太陽光発電設備の設置を許可される基準はどうか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○農業委員会会長（川平定計君）

それでは、山本博士議員の第1番目の農地の利用についての御質問にお答えいたします。

農地を利用して太陽光発電をする場合、農地転用許可が必要となります。農地転用許可を受けるためには、鬼北町農業委員会総会において審査を行い、許可相当となれば、県知事に意見を進達し、県から許可が下りた後、太陽光発電施設を設置することができます。

鬼北町農業委員会の審査段階では、農地の区分と転用目的、資力及び信用があるこ

と、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無を基準として審査をしております。

なお、2017年のFIT法の改正により、太陽光発電の設置者に対して、施設及び施設内の草刈り等を含むメンテナンスが義務化されておりますが、太陽光発電の管理等に係る基準につきましては、農地法とは別の法律により縛りがかけられているものと認識をいたしております。

以上で、山本博士議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問1について再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

高齢化が進む中で自分の農地を維持するのも大変な中、地元の方は自分の農地の隣接する農道、用排水路、河川の草刈りなどを行っています。太陽光発電の許可をされる際、町外の方にも境界外の隣接する農道、用排水路、河川の草刈りを年に最低2回ぐらい行っていただけるよう文書で義務づけることはできないものか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○農業委員会会長（川平定計君）

松本農業委員会事務局長より答弁させていただきます。

○農林課長（松本秀治君）

答弁でも言いましたとおり、農業委員会のほうで、農地法上に基づいて必要な書類が出れば、それをもって審査をして、許可相当であろうというふうに総会のほうで判断をいたしております。

農業委員会のほうで、それとは別に2回以上草刈りをせよとか、そういったことを義務づけするということは難しいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○6番（山本博士君）

確かに会長のお話では、境界内の草刈りはするように義務づけているというような形だったと思うんですが、今後もこの農地を利用して太陽光発電をされるところが増えてくると思うんですよ。町として何か対策を考えなければ、隣接する農道とか、用排水路、そういったものが荒れ放題になってくるのではないかと思うのですが、町のほうとして何かそういうふうな義務づけをさすというふうなお考えはないか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

法律上、そういった義務づけができるかどうかというのは、ちょっと今すぐ分かりませんが、太陽光に関しましては、いろんな市町において太陽光の設置に係る条例等を整備しているところもございます。そういった中で、どこまで縛りができるのかということは、今後検討したいと思いますが、太陽光が増えて、それによる管理というのは、基本的には事業者さんの責任であろうというふうに思っておりますので、ある程度お願いベースはできるかもしれませんが、公的にしないといけないとかいうことは、ちょっと難しいんじゃないかなと。今後、検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問はありますか。

○6番（山本博士君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

以上で、質問1については終了します。

続いて、山本議員、質問2について質問を行ってください。

○6番（山本博士君）

質問2、多面的機能支払交付金について。令和4年3月の予算常任委員会において、芝議長より質問があったと思いますが、再度質問をいたします。

農家にとりまして、この事業は大変ありがたい事業で、平成31年度改定前までは大変使い勝手のよい事業でしたが、改定後におきましては、上限額200万円の要件を超え、何年もかかる工事に関しては、長寿命化の活動の対象外となり、他事業で実施することになっており、継続的に事業ができない状況になっております。

平成31年度改定前にできないものか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第2番目の多面的機能支払交付金についての御質問にお

答えをいたします。

山本議員御質問の多面的機能支払交付金につきましては、国が農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進し、また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しすることを目的として、平成26年度から実施されている日本型直接支払制度の1つであります。

この多面的機能支払交付金の仕組みといたしましては、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されており、上限額200万円の要件があり、工事の期限があるのは、資源向上支払交付金の施設の長寿命化活動で、老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援するものであります。

この施設の長寿命化活動につきましては、議員御指摘のとおり、令和元年度から交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として、工事1件当たりの費用は200万円未満とし、緊急性が条件として、国が制度を変更したものでございます。国の制度に基づき事業を実施しておりますので、鬼北町だけが、改定前の制度に戻すことはできません。

ただし、200万円を超える工事を実施したい場合は、改めて活動計画書と長寿命化計画書を申請し、県との協議を行い、県の許可が下りれば実施することが可能となっております。活動組織からそのような申出があれば、町といたしましても、計画作成の支援を行いたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、山本博士議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問2について再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

町長の今の答弁では、200万円以上かかるようなことも、県との話し合いにより事業が可能であるというふうにお答えになりましたが、規定では、全体工事1件として考えるものの、要綱基本方針に定められた上限額が200万円の要件を超えていることから、原則長寿命化の活動の対象外となり、他事業で実施することとするというふうな、何年もわたって200万円の工事が続くようであれば、他事業で実施することとなっておりますが、県の承認が得られればできるということでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から説明をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

原則ということでありまして、県のほうと協議をいたしまして、協議して、県のほうからいいだろうということであれば事業は可能であろうというふうに県のほうから返事をいただいております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問はありますか。

○6番（山本博士君）

国の事業なので、思うようにはならないことは重々分かっておりますが、高齢化の中でやっとな農地を承継してくれる若い担い手の方に負担金を出させて農道とか、用水路の修繕をすることは、なかなかできませんので、何とかそうやって国に要望はできないものか伺った次第なんです。県とそういうふうに協議ができるのであればありがたい話だと思います。

以上です。答弁はいいです。

○議長（芝 照雄君）

質問2については、以上でよろしいですか。

○6番（山本博士君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

では、山本議員、質問3について質問を行ってください。

○6番（山本博士君）

質問3、燃料価格高騰による支援について。

この質問は、先ほど程内議員の農家支援策の質問と重複しますが、また回答もいただいておりますが、大変重要なことなので、あえて質問をさせていただきます。

燃料価格高騰により、農林業、運送業においては、大変疲弊をしています。特に農業においては、肥料、農薬の高騰、追い打ちをかけるように、米の値段の急落など生活ができなくなるような深刻な状況にあります。

町として、支援はできないものか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第3番目の燃料価格高騰による支援についての御質問にお答えをいたします。

程内覚議員の1番目の農業支援についての答弁と重複いたしますが、肥料や飼料及び燃料などの価格高騰による農業経営への影響を緩和し、生産者の不安を少しでも払拭するため、米、果樹、野菜農家や施設園芸などの生産者及び畜産農家への支援策として、今回の第3号補正予算に、肥料価格等高騰緊急対策事業費補助金を計上いたしております。

内容といたしましては、米生産者で、10アール以上作付している農家に対し、10アール当たり4,000円、総額で2,200万円を補助するほか、野菜、果樹の生産者で販売額が15万円以上の農家には、肥料価格の値上がり相当分を補助することとして、事業費520万円、施設園芸などの生産者で、販売額が15万円以上の生産者には、燃料価格の上り幅相当分を補助することとして、事業費280万円、また、畜産農家には、飼料の価格値上がり相当分の3分の1以内の補助をすることとして、事業費1,244万9,000円を計上し、全体事業費で4,244万9,000円の農家支援を行う予定といたしております。

以上で、山本博士議員の第3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問はありますか。

○6番（山本博士君）

大変ありがたい話で、3号の補正予算の中にも組まれているということですので、何も言うことはないんですが、今年度1月より8月までの店頭価格ですが、レギュラーガソリンで大体179円から184円の上下で高止まりをしています。販売店において多少差はあると思いますが、そういった中、担い手の方、認定農業者の方は農地の集約によりコンバイン、トラクターなど機械も大型化し、燃料の使用も増加傾向となっており、さらに機械の大型化による借金の中での高騰です。また、肥料、飼料の高値は野菜農家、米農家、畜産農家にとりましては、大打撃です。

農薬の一部も既に値上がりをしており、高騰するのではないかと懸念をしております。肥料の一部ですが、水稻に使用されます一発肥料、今年度3,498円のが4,994円、大方1,500円ほど上がっております。

程内議員も言われましたが、米に関しては、30キロ当たり5,950円のが、450円下がって5,500円、9月に入りまして、5,450円に値下がりをしてしまし

た。米農家にとりましては、もう死活問題です。

今回の場合、様々な資材が高騰する中での値下がりです。この大変ありがたい10アール当たり4,000円という補助なのですが、この4,000円という基準はどうされたのか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

県内でもあまり例はないと思いますけども、根拠をしっかりと煮詰めてやった分があります。農林課長のほうから説明をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

4,000円の根拠につきましては、農協等のいろいろ聞き取り調査により積み上げております。肥料の一発肥料が反当大体20キロいるんですが、その値上がりが約1,500円で、トラクターとか耕運機、そういった分の軽油が大体5リットルぐらいだろうと見込んで約700円、その他細かい資材等の値上がり等を含めて計算した段階で3,789円という根拠になりました。それがほかの資材も含めて丸めて4,000円ということで根拠とさせていただきます。

以上です。

○6番（山本博士君）

大変細かく算定されているなど今思ったんですが、反当20キロではありません。反当コシヒカリで35キロですから、全然値段が変わってきます。その辺どうなのでしょう。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

これにつきましては、それぞれ農家さんにより20キロ使っていない方もおられるかもしれませんし、今言われたように35キロとか使われている方もおられるかもしれませんが、農協等一律にこの数字ではなかなか分かりませんので、農協等に聞いた段階で大体10アール当たり20キロぐらいでいいだろうということで積算をさせていただいたということでございます。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問はありますか。

○6番（山本博士君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

以上で、質問3については終了します。

山本議員、質問4について質問を行ってください。

○6番（山本博士君）

質問4、入札参加資格について。大変申し訳ありません。誤字がありましたので、訂正をお願いいたします。

1行目の機械整備工事となっておりますが、機械設備ですので、訂正をお願いいたします。

それでは、8月5日の臨時議会でも質疑をしましたが、鬼北町立統合保育所新築工事の電気設備工事、機械設備工事に関しまして、鬼北町の業者が参加できなかったことに大変残念な思いでいます。Aランクがない場合は、地元業者のみBランクが参加できないものか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第4番目の入札参加資格についての御質問にお答えをいたします。

電気設備工事、機械設備工事に関して、Aランクがない場合、地元業者のみBランクが参加できないものかとの御質問であります。

8月5日の臨時議会で議決いただいた統合保育所の電気設備工事、機械設備工事につきましては、1回目の入札公告では、町内業者が等級に関わらず参加できるように、入札参加資格を2者による共同企業体、いわゆるJVとしておりましたが、この段階では、応札者がなかったということでございます。

このため、やむなく、2回目の公告では、単体企業での入札といたしたものであります。これらの工事は、予定価格が5,000万円を超えており、B等級の業者では参加できない案件となり、町内にA等級の業者がないため、町外業者が落札したものであります。

業者の選定の基準については、鬼北町では、県に準じて、鬼北町建設工事請負業者選定要綱で定めておりますが、電気・管工事については、A等級は全部の工事、B等級は5,000万円未満、C等級は3,000万円未満、D等級は1,000万円未満の設計工費の工事に参加できることになっております。



鬼北町においては、業者数が限られておりますので、工事の規模によって、その等級に町内の業者がない場合、または少ない場合は、やむを得ず、町外業者を入札に参加させております。県内のほかの8つの町に問合せをしたところ、鬼北町と同様に、県に準じた選定基準を適用し、その等級に町内業者がない場合等には、町外業者を入札に参加させており、下位の等級の業者を参加させるという扱いはしていないということでありました。

今後においても、県外の自治体も含め、他の自治体での適切な運用事例がありましたら、その事例を参考にしながら、町内業者が参加しやすい方法を検討してまいりたいと考えております。御理解いただきますようお願いをいたします。

以上で、山本博士議員の第4番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問4について再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

この質問をしたのは、鬼北町の財源で工事を発注しながら、地元の業者が参加できないのは、循環型社会ではないということ、やはり地元の業者が参加していただき、受注していただく、そこから雇用も生まれ、資財もわき、プラスになった分は町に納めていただく、そういった循環の作用が大事だと思っています。

今回の場合、Bランクでも十分仕事ができる状況だと聞いております。今後のこともありますので、その辺どう思われているのか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長のほうから答弁をいたします。

○副町長（井上建司君）

今の山本議員の御質問ですけれども、私も山本議員おっしゃることに、もちろん賛成であります。そういったことで、町のほうでも努力はしておりますけれども、だからJVという形で参加していただくという形にしております。

しかしながら、今回残念ながらJVでの町内業者の応募がなかった。それをある業者の方にお聞きしたら、「金額が安いけん、低いけん、もうけにならんのだよ」と、「だから、JVは合わんで」という、そういったことを言われまして、私は非常に町として工夫できることはした中で、そういったお答えをいただいたということは、非常に残念でありまして、県の基準と言いましたけれども、県の等級の基準、それと入札

の参加基準、業者の選定基準、これはあくまでも県が設定したものでありまして、そこら辺りも町としても準用しておる、県内の各市町を見ましても、それを外したことをしておるところはないと私は思っておりますので、そこら辺りで業者さんとしての努力といいますか。何ですか、等級を含める上では業者さんが完成工事高を上げるとか、そういった努力が企業の規模とかも、そういったことも点数に跳ね返るわけですが、少なくとも大きな工事の下請をする、あるいはJ Vでの参加をする、そういった辺りで完成工事高を上げてできるだけ等級を上げていく、そういったことで町内の町の工事についてもできるだけ参加できるような形で努力をしていただくということも私は必要じゃないかなというふうに思っております。

そういったことで、先ほど町長の答弁の中でもありましたように、県内を見ても、そういったところはないので、県外の自治体の中でもいろいろ考えられておるところはあるかもしれませんが、そういったところを参考にしながら、できるだけ町内の業者が参加できるような形で入札のほうを行っていききたいなというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○6番（山本博士君）

今副町長言われましたが、J Vではなかなかもうけが出ない、これは何か聞いた話によると、親が7で、J Vに入ったものが3というふうな形で仕事になされるというふうな話は聞いておるんですが、なかなかもうけが出ないということは事実らしいです。

Bランクが上にいくというのが難しいようであれば、もう一つ、ここにちょっと市の事例があるんですが、ちょっと公表したいと思います。

病院増改築に伴う電気設備工事です。市の仕事です。1億6,332万8,000円、これは公告で出ておりましたので、公表します。もう終わった工事です。

そこに経営事項審査、格付というて入札参加資格の中に入っとるんですが、格付登録業種、電気工事、格付等級及び経審なし、その他格付なし。5番目に施工実績、過去15年間というのが入っております。工事の種類等ということで、建築物、括弧書きでいろいろあるんですが、係る請負代金額3,500万円以上の電気設備工事というふうな参加資格の項目です。

もう一つは、これも病院の増改築に伴う空調換気設備工事です。これも公告です。格付は業種、管工事、経営事項審査と格付がありまして、格付等級及び経審というのはありません。その他格付というのもなしです。その代わり、5番目に施工実績として過去15年間建築物に関わる請負代金額3,000万円以上の衛生設備工事、また

は空調設備工事、もしくは機械設備工事、空調設備工事分の額が3,000万円以上であることが契約書で確認できることというふうな事例があるんですが、格付等級に関係なく、施工実績での入札参加資格です。鬼北町でも採用できるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長のほうから答弁をいたします。

○副町長（井上建司君）

今ほどの山本議員から例を出していただきましたけれども、私どもちょっと承知しておりませんということと、1つは、公平性から言いますと、原則は、あくまでも等級を基準にするのが私は原則であろうと思えますけれども、今ほどの例も参考にしながら検討したいと思います。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問はありますか。

○6番（山本博士君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

以上で、山本議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第6、議案第43号、鬼北町サテライトオフィス等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第43号、鬼北町サテライトオフィス等設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町サテライトオフィス等における施設利用開始以降の運営状況や、利用者ニーズ等を踏まえ、今後の施設の利用促進を図るため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、企画振興課長が説明いたします。御審議のほどよろしく願います。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、鬼北町条例第13号、鬼北町サテライトオフィス等設置条例の一部を改

正する条例につきまして御説明をいたしますので、議案書 1 ページをお開きください。

今回の改正につきましては、鬼北町が現在運営をしておりますサテライトオフィスワーケーション施設のうち、近永駅前のワーケーション施設につきまして、御利用者様の御意見や利用者ニーズを踏まえ、利用規定を改定し、利便性の向上と利用促進を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別途お配りをしております新旧対照表により御説明をいたします。

対照表の 1 ページをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正をするものです。

改正内容につきましては、別表の 1 のうち、定期利用者の場合を月額利用に、別表の 2 のうち、定期利用者を月額利用者に改めるほか、表中の利用区分について、3 時間まで及び 6 時間までを 1 時間以降 30 分ごとに改め、ワーキングスペースとして 1 階和室を追加し、各部屋の使用料について、改正後のとおり、改めるものでございます。

2 ページをご覧ください。

別表の 3 を削り、別表の 4 を別表の 3 に、表中の利用区分について、3 時間まで及び 6 時間までを 1 時間以降 30 分ごとに改めるほか、ワーキングスペースとして 1 階和室を追加し、各部屋の使用料について改正後のとおり改めるものです。

3 ページをご覧ください。

5 人以上の団体利用に係る利用規定につきまして、新たに別表の 4 として追加をするほか、備考として学生割引に係る利用規定を明記するものです。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書 3 ページをお開きください。

附則につきまして、この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行するとするものです。

以上で鬼北町条例第 13 号、鬼北町サテライトオフィス等設置条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4 番（中山定則君）

提案理由にあります施設利用開始以降の運営状況はどうなっているかについて質問をいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今回改正をいたしましたワームスの利用状況でございますが、8月までの利用状況でございますと、まず、利用料を伴わない見学の方、333名で、宿泊26名、宿泊以外154名、計487名、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

いつオープンしたんでしたかね。その辺り、もう一度詳しくお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

5月にオープンをいたしまして、5月の間はプレオープン期間とさせていただいておりますので、その間は無料で御利用いただいたということになっております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

その利用者で、今回どうしてこういう改正になったのか、どこに問題があったからということの説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

先ほど提案理由でも御説明をさせていただきましたが、8月までの御利用者様の御意見を参考にして、利用料金の部分であるとか、時間の設定の部分であるとか、そういった部分について逐次御意見等を頂戴をさせていただいたところでございます。そ

ういった中で今後の利用、利便性を図る、利用者の向上を図る上で今回こういった改正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑ありませんか。

○9番（程内 覺君）

2ページ、3ページ、1階宿泊スペースの1泊5,000円、連泊の場合は同じ金額で泊められるということでしょうか。連泊しても何泊しても1泊5,000円。寝具等、布団とか、そういったものは用意はされているんですかお尋ねします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

宿泊料につきましては、御質問いただきましたとおり、1泊につき5,000円でございますので、連泊すれば2泊で1万円、そういった形になります。それで、寝具の部分なんです、現在10人程度がまとめて泊まれるぐらいの寝具は御用意はさせていただいているところですが、利用状況、まとまって今までに満杯ということはございませんでしたので、使い回しをしながらやりくりをしていた部分はあるんですが、今回そういったことも、今後、想定される部分がございますので、今回の補正予算におきまして、消耗品としてそこら予備に係る寝具のほうの計上をさせていただいております。

以上です。

○9番（程内 覺君）

1泊5,000円で、何泊しても5,000円ということですが、やはり長期滞在していただくような意味も含めて、長くおられる方には何割か安く泊まっていたらというようなことは考えなくてもいいでしょうかお尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

基本的に1週間以上といいますか、長くなった場合には、ワームスからB e - I N Nのほうに行ってください、そこではここに書いておりますように、1か月とか、3か月単位で利用をしていただくということになっております。ワームスのほうで長期滞在についても、そのようにするべきじゃないかという御提案であれば、そこにつ

いては、もう少し検討させていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと  
思います。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

分かりました。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号、鬼北町サテライトオフィス等設置条例の一部を改正する条  
例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第44号、鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第44号、鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例について、提案理由の説明をいたします。

人事院規則及び人事院運用通知の改正により、育児休業の取得回数制限の緩和、育  
児参加のための休暇の対象期間の拡大等について、令和4年10月1日より適用され

るため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第44号、鬼北町条例第38号、鬼北町職員の育児休業等に関する  
条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書4ページをお開きください。

今回の改正は、人事院規則及び人事院運用通知の改正により改正され、令和4年1  
0月1日から適用されるために、それに準じて条例の一部を改正するものであります。  
別紙資料新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条は、育児休業をすることができない職員について規定しておりますが、第3  
号ア及びイの改正につきましては、非常勤職員の子どもの誕生日から起算して57日  
間、8週間以内の育児休業の取得要件を緩和するために必要な改正をするものであり  
ます。

2ページにまいりまして、第2条の3第3号の改正につきましては、1歳から1歳  
6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員についての育児休業取得日を定めるも  
のでありまして、期間中の途中でも夫婦が交代して育児休業が取得できるように柔軟  
な取得期間を可能とするために、アからエにつきまして規定をするものであります。

次に、4ページにまいりまして、第2条の4の改正は、1歳6か月から2歳に達す  
るまでの子を養育する非常勤職員について夫婦交代での取得や、養育の事情を考慮し  
て、特別な事情がある場合、柔軟な取得を可能にするため規定するものであります。

次、5ページにまいりまして、第2条の5につきましては、育児休業法第2条第1  
項の改定により削除するものであります。

次に、第3条の改正は、現行の第5号を削除することで、育児休業の取得回数制限  
を緩和するものであります。従前は1回とされておりましたが、2回までは取れるよ  
うになるというものであります。

次に、現行の第5号が削除されることによりまして、現行の第6号を5号に繰り上  
げ、6ページにまいりまして、現行第7号を第6号に繰り上げます。現行の第8号中、  
任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を改正し、  
同法を第7号に繰り上げるものであります。

次に、第3条の2は、新設であります。子の誕生日から育児休業の取得回数を緩



和する期間を57日間と規定するものであります。

7ページにまいりまして、第10条第6号の改定は、第3条第5項第5号を削除することにより必要な改正をするものであります。

議案書7ページにお戻りください。

附則につきまして、この条例は、令和4年10月1日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号、鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第45号、鬼北町道路線の廃止についてと日程第9、議案第46号、鬼北町道路線の認定について、以上2件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 8、議案第 4 5 号、鬼北町道路線の廃止について、日程第 9、議案第 4 6 号、鬼北町道路線の認定について、以上 2 件を一括議題とすることに決定いたしました。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第 8、議案第 4 5 号、鬼北町道路線の廃止について、及び日程第 9、議案第 4 6 号、鬼北町道路線の認定については、それぞれ関連がありますので、一括して提案理由の説明をいたします。

鬼北町道路線の見直しに伴い、新規町道の編入等変更の必要が生じたので、当該路線を廃止するとともに、新規町道の編入に当たり、鬼北町道路線として認定するため、議会の議決を求めるものであります。

廃止及び認定する路線の明細につきましては、建設課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○建設課長（上田 司君）

それでは、議案第 4 5 号、鬼北町道路線の廃止について御説明いたします。

お手元に配付しております議案第 4 5 号資料を御参照していただきますようお願いいたします。

9 ページをお開きください。

今回町道路線の見直しに伴い廃止とする路線は、4 路線であります。

最初に路線名、久保川 4 4 1 号線。起点は大字大宿 3 2 2 番地 2。終点は大字大宿 1 0 3 1 番地 1。延長は 7 2 5. 3 5 メートルであります。

次に、路線名、御開山中央線。起点は大字下大野 3 7 4 1 番地。終点は大字下大野 3 7 2 8 番地となっております。延長は 7 7. 4 メートルであります。

次に、路線名、日向谷線。起点は大字日向谷。終点も大字日向谷となっております。延長は 9, 7 4 9. 7 8 メートルであります。

次に、路線名久津川線。起点は大字上鍵山 5 0 3 番地 2。終点が大字上鍵山 5 2 3 番地 6。延長は 1 6 7. 6 メートルであります。

今回廃止とする路線は、路線の延長増減による起終点を変更するものが 2 路線、全部廃止によるものが 2 路線となっております。

道路法の規定により、まず既認定路線を廃止し、再認定を行うこととなっておりますので、道路法第 1 0 条に基づき、路線の廃止を提案するものであります。

次に、10ページをお開きください。

続きまして、議案第46号、鬼北町道路線の認定について御説明いたします。

お手元の資料、議案第46号資料を御参照していただきますようお願いいたします。

11ページをお開きください。

路線認定明細書によりまして説明させていただきます。

今回認定いたしたい路線は、3路線でありまして、新たに町道とするものが1路線、路線の延長増減により、起終点の地番変更となるものが2路線であります。

まず、新たに認定するものが、番号1番の大字芝の路線名、市越団地2号線。

次に、起終点の地番変更によるものが、2番の大字大宿の路線名、久保川441号線。

3番目の大字日向谷の路線名、日向谷線であります。

以上、地区から申請のありました路線であります。今回編入に当たり、鬼北町道の路線の認定基準により調査いたしました結果、要件を満たしておりますので、道路法第8条2項の規定に基づき、路線認定の提案をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号及び議案第46号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号及び議案第46号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、しばらく休憩します。

再開を午後２時１０分とします。

休憩 午後 １時５７分

---

再開 午後 ２時１０分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１０、議案第４７号、令和３年度鬼北町一般会計決算の認定についてから、日程第２０、議案第５７号、令和３年度鬼北町病院事業会計決算の認定についてまで、以上１１件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第１０、議案第４７号、令和３年度鬼北町一般会計決算の認定についてから、日程第２０、議案第５７号、令和３年度鬼北町病院事業会計決算の認定についてまで、以上１１件を一括議題とすることに決定いたしました。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

少し長くなりますので、マスクを外させてください。

日程第１０、議案第４７号、決算認定について、日程第１０、議案第４７号から日程第２０、議案第５７号までの令和３年度鬼北町一般会計及び特別会計８件、並びに企業会計２件の決算の認定につきまして、地方自治法第２３３条第３項及び地方公営企業法第３０条第４項の規定により報告をいたします。

配付いたしております令和３年度鬼北町主要な施策の成果の概要を御参照いただきますようお願い申し上げます。これでありませう。

令和３年度は、私が２期目の町政をお預かりして最初の年度でありました。全世界で新型コロナウイルス感染拡大の波が繰り返され、人の移動をはじめとした行動制限や新しい生活様式の模索など、人々の行動変容が求められる中、感染拡大防止と社会経済活動の両立、皆様方の暮らしや地域経済の回復に向け、全力で取り組んでまいりました。

まず、基本目標第１の『特色ある産業を創り育てる』の「誰もが元気に働けるふる

さとづくり」について、3ページ上段、農業の振興につきましては、体験農園、農業研修制度及び農業法人等への農業就業者支援事業を活用し、新規就農者の確保・育成に努めるとともに、就農希望者に対して農地探しや技術研修、販路確保など一貫した就農支援に取り組んでまいりました。また、経営規模拡大を志向する農家への農地の集積を図り、経営の安定化、効率化を促進いたしました。

また、栗・柚子の苗木補助を行うことで、耕作放棄地の解消も含めて生産性の拡大を図るとともに、農業用施設等の改修工事をはじめ、災害により復旧工事が必要な農地・農業用施設等の営農環境の整備に取り組んでまいりました。そして、イノシシ・シカ・サル等の有害鳥獣の被害防止のため、鳥獣侵入防止柵の設置を推進するとともに、捕獲したイノシシ、シカ等は、延川地区内に減容化装置を導入し、猟友会会員の捕獲後の負担軽減に取り組んでまいりました。さらに、ジビエ施設整備の計画につきましては、関係市町と協議し、先日9月8日に同協議会総会が開催され、今年度の計画も了承されたところであります。

次に、林業の振興につきましては、森林整備担い手対策事業を活用して、労働条件、労働環境の改善を図り、南予森林組合や株式会社日吉農林公社などの組織強化に努めました。また、宇和島市、松野町、南予森林組合と設立した、南予森林管理推進センターにおいて、手入れ不足となった森林の健全化と災害に強い森林づくりを推進するため、森づくり、人づくりに取り組みました。

次に、商工業の振興につきましては、事業者に対して雇用奨励金を交付する定住化雇用促進事業、仕事に役立つ資格の取得に要する経費を一部補助する資格取得支援事業、業務上多量に水道を使用する事業所に対して補助する企業力強化支援事業など、鬼の町で暮らす・働く支援事業を活用し、事業者支援に取り組みました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、影響を受けた事業者に対して交付する企業応援給付金支援事業、感染対策経費の一部を助成する新型コロナウイルス感染症予防対策補助事業、営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店事業者等への飲食店営業時間短縮協力金支援事業など、コロナ禍における事業活動の支援に取り組みました。

4ページ中ほど、次に、観光・物産の振興におきまして、鬼のまちづくり事業の推進については、鬼の造形大賞によりPR活動に努めたほか、予土線観光列車として鬼列車の整備、運行を開始し、当町及び予土線沿線市町の魅力発信と観光による交流人口の拡大に取り組んだところであります。しかし、鬼嫁コンテスト、鬼のお太鼓コンテスト、でちこんか2021など主要なイベントは、コロナ禍により開催を断念した

ところであります。

また、交流拠点施設の整備におきましては、指定管理者制度を導入して9年目となる成川溪谷休養センターについて、新たな魅力あふれる癒しの里として、指定管理者との協同による改修、整備についての協議、合意形成を図りました。

次に、雇用の創出につきましては、令和3年度においても、北宇和高校生を対象とした企業説明会を開催するなど、商工会、ハローワーク宇和島など就労支援機関との連携を図りました。

続きまして、基本目標第2の『美しい自然を守り活かす』の「誰もが訪れたい、帰りたいと感じるふるさとづくり」について、5ページ、2行目、美しい自然環境や田園風景は、本町の大きな魅力の1つであり、町民の高い環境意識の下、これを守り次世代に継承していくため、自然工法による河川護岸整備に取り組むとともに、資源循環型社会の形成に向け取組をいたしました。

資源循環型社会の推進につきましては、環境問題に関する住民意識の高揚を図り、再資源化に努めるとともに、広見川等をきれいにする清掃活動や、河川の水質検査などの実施、エヒメA I - 1の普及、小型合併浄化槽等の普及の推進により、広見川などの水質汚濁防止に努めました。

5ページ中段下、続きまして、基本目標第3『福祉の充実で安心生活を確保する』の「誰もが安心して暮らせるふるさとづくり」について、下から6行目辺り、地域保健・医療体制の充実を図り、一人ひとりの健康実現のために、医療・介護・福祉・保健の各分野連携の下、地域医療体制の整備や、保健センターを拠点として、健康づくり等の施策を展開いたしました。

健康増進事業においては、生活習慣病の予防を中心に、特定健診受診率の向上を目指して、健康診断や各種がん検診の実施、健康相談、健康教育、訪問指導、重症化予防などを展開しました。

6ページ、2行目、昨年11月に発表された令和3年度特定健診受診率は54.6%で、1.4%の増となり、5年連続県内で1位という結果でありました。

母子保健事業においては、これまで以上に切れ目のない子育て相談・支援を強化するため、令和2年4月に設置した子育て世代包括支援センターの有効活用に努めました。また、新型コロナウイルスによる感染拡大防止及び重症化を予防するために、昨年2月に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、ワクチン接種体制を整備しました。

また、北宇和病院の運営につきましては、令和3年度には遺伝子検査装置を導入し、

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、老朽化した医療機器の更新を行うことにより、地域医療の維持と質の向上を図りました。

次に、高齢者福祉の充実においては、生きがいデイサービス、外出支援サービス、配食サービス等を前年に引き続き実施いたしました。

また、認知症サポーター講座の実施、住民や事業者の連携による見守りネットワークの取組を継続し、地域ぐるみで高齢者を見守る活動をより一層進めるとともに、シルバー人材センターへの支援を行い、高齢者の積極的な社会参加を促しました。

7ページ、次に、子育て支援策の充実につきましては、多様化する保育ニーズに対応できるよう、町立保育所、放課後児童クラブや子育て支援センターゆめぼっけが中心となって、子育て支援を推進しました。また、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに取り組み、安心して子どもを産み育てられるよう、不妊治療助成金の支給や、乳幼児健康診断の受診率向上を図るとともに、子育て相談支援を引き続き実施しました。併せて、家計に対する財政支援として、出生時と小学校入学時に、すくすく鬼北っ子応援給付金を引き続き支給するとともに、多子世帯の保育料の軽減措置や、3歳以上の保育料無償化を実施したことに併せて、副食費を無償化するなど、子育てに係る経済的負担の軽減に努めました。

また、子どもの医療費助成として、高校生までの医療費無料化をこれまで同様継続するとともに、遠距離通学、高校生の通学費一部補助などを新設し、家庭への経済的支援に積極的に取り組みました。

障害者福祉の充実につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、福祉施設や就労施設でのサービス利用に一時的な制限がありましたが、連携強化等によって体制整備の構築に努めました。

続きまして、基本目標第4『整った生活インフラで快適生活を守る』の「誰もが安全・快適に過ごせるふるさとづくり」について、8ページ、3行目中ほど、災害時における迅速な対応、対策の強化を図るため、令和3年度に危機管理課の新設と併せて、災害時に関係機関が一堂に集まれる防災拠点として危機管理棟の供用を開始し、迅速かつ円滑な災害対応等を目指すとともに、地域、町、広域の3つの視点から防災力を高めることに努めました。

また、従来3年ごとに実施しておりました町全体の防災訓練を町内6地区による持ち回りで毎年実施するように見直しを行い、令和3年度は、三島地区において避難所運営訓練を実施するなど、住民の防災意識の高揚に努めました。御協力ありがとうございました。

次に、交通環境の充実については、人口が減少していく中で、時代に対応した安全・快適なまちづくりが重要であり、デマンドタクシーやタクシー乗車券助成制度等の継続、近永地区中心部での循環バスの運行など、公共交通の維持と利便性の向上に努めるべく、公共交通の継続運行に努めました。

また、通学や通院、そして観光における重要なJR予土線の維持存続に向け、沿線自治体やJR四国との連携を図るとともに、JR近永駅改築に向けた設計・駅前広場の用地購入を進め、利用促進に向けた環境整備に努めました。

次に、空き家対策におきまして、老朽危険空き家については、老朽危険空き家除却事業補助金交付制度を活用し、12件の老朽空き家の撤去を実施するとともに、地震等に伴うブロック塀の崩壊による事故を防ぐため、補助事業により4件の危険ブロック塀の除却・建替えを実施いたしました。

また、入居可能な空き家については、空き家バンクへの登録を促し、移住希望者とのマッチングを図るとともに、移住希望者に対して移住者用住宅改修事業費補助金、リフォーム補助金の交付や、町内にある空き家を借上げて整備し、鬼北町へ移住定住を希望する方に貸し出す移住・定住促進事業に取り組みました。

次に、上水道の整備におきましては、老朽管更新として、西野々地区において619.4メートル、出目地区において127.4メートルの配水管を耐震管に布設替えを行いました。

次に、交通安全・防犯対策につきましては、高齢者への交通安全啓発と併せて、町内の運転免許証自主返納者に対して、給油券やタクシー券の給付事業を継続し、運転免許証の自主返納の推進に努めました。また、防犯灯について、令和3年度から令和5年度の3年間でLED化100%を目指し、補助事業の活用推進に努めました。

続きまして、基本目標第5『充実した教育環境で心豊かな人を育む』の「未来を担う子どもたちをみんなで育むふるさとづくり」について。

未来を担う子どもたちが、豊かな感性を育み、確かな学力を身につけられるよう、広見中学校改築工事の着工や児童生徒1人1台端末の活用を行い、教育環境の充実を図るとともに、全生徒が本屋へ出向き自分の読みたい本を購入する、本屋へ行こうプロジェクトを継続実施し、学習の基本である読書の推進に努めました。

県内の小・中学校をオンラインでつないだ、えひめいじめSTOP!デイでは、町内小学校6年生及び中学校1年生が参加し、南予地区小学校代表として愛治小学校が人権尊重を基盤とした差別やいじめのない学校づくりについて意見交換を行いました。

また、学校、家庭、地域が連携・協働してコミュニティスクール及び地域学校協働



活動を推進し、地域とともにある学校づくりに努めたほか、給食センターでは、炊飯システムの修繕及び炊飯釜の更新を行いました。

さらに、町内唯一の県立高校である北宇和高校と連携し、全国生徒募集に努め、これを後押しするため、高校寮建設用地の購入、高校寮新築工事設計業務に着手し、安定した生徒確保に向けた環境整備に努めました。

次に、生涯学習・生涯スポーツの充実につきましては、コロナ禍により、各団体等について活動自体ができない時期もあり、人づくり、まちづくりに困惑している状況は否めませんでした。

その中で、整備事業においては、史跡の保護や利活用を促進するため、ガイダンス施設、奈良山等妙寺歴史交流館の建設工事に着手するとともに、企画展や山寺講座（4回）を開催し、町内外の多くの方々に知っていただく機会をつくりました。

10ページ、下から4行目、人権尊重・男女共同参画においては、男女共同参画基本計画の中で、性別や年齢、障がいの有無等に関わらず、全ての人がお互いを尊重し合い、誰もがその人の持つ個性と能力を發揮できる社会の実現を促進しました。

11ページ、3行目、基本目標第6の『人々のつながりを深め、ともに行動する』の「誰もが自ら考え取り組むふるさとづくり」について、ふるさとをよりよい場所にするため、また、全国の方々に様々な魅力を発信すべく、町ホームページの整備に努めました。

ホームページにつきましては、よりの確な内容をタイムリーに分かりやすくお届けできるよう、リニューアルを現在検討中でございます。

以上で令和3年度主要な施策の成果の概要の説明を終わります。

各項目の主要な施策の成果につきましては、別冊の資料を配付いたしておりますので、お目通しのほどをお願いいたします。

なお、決算内容の詳細につきましては、この後、引き続き、会計管理者が説明をいたします。

その後、日程第19、議案第56号、令和3年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてを水道課長が、日程第20、議案第57号、令和3年度鬼北町病院事業会計決算認定を保健介護課長が説明いたします。

よろしく御審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

○会計管理者（古谷忠志君）

それでは、議案第47号から議案第55号までの令和3年度一般会計、特別会計の決算概要を御説明いたしますので、本日配付いたしております決算書の附属書類を抜

粹いたしましたA3サイズの令和3年度鬼北町決算附属書類、一番下のほうに敷いていると思うんですけど、出していただけたらと思います。

この資料に添いまして説明いたしますので、1枚めくっていただきまして、358、359ページをお開きください。

この資料ですので、こちらのほうが見やすいと思いますので、こちらを。

まず、358ページです。

まず、一般会計と特別会計の決算収支の状況であります。358ページ、一番下の合計の欄、下から3段目、一般会計と特別会計を合わせました3年度の歳入総額は、123億1,822万4,526円、その右、歳出総額は119億1,328万3,841円となりましたので、その右の歳入歳出差引きは4億494万685円となり、昨年度に比しまして1億3,020万1,262円の増となっております。

その右のとおり、翌年度へ繰り越すべき財源が3,872万6,000円ございますので、それを差し引きました実質収支の額は3億6,621万4,685円となります。

また、積立金につきましては、一般会計の財政調整基金等で4,427万3,192円。一方、取崩しが969万3,000円ありましたので、右端の実質単年度収支は、1億8,744万5,454円のプラスとなっております。

右のページ、360、361ページをご覧ください。

一般会計の歳入歳出決算総括表のまず歳入の主なものについて御説明いたします。

まず、1款の町税、収入済額が360ページ右端のA欄になりますが、9億70万3,325円、前年度比較で364万円の減となっております。

町民税につきましては、個人町民税が567万円、法人町民税が265万円、ともに増収で、合計833万円の増となっております。一方、固定資産税につきましては、令和3年度が評価替えの年でしたので、土地家屋償却資産とも減収となっており、1,744万円の減となりました。結果、町税全体では、減収となっております。

なお、361ページ左端、不納欠損額が125万9,578円、前年度に比しまして29万円の減となっております。また、その右、収入未済額は974万5,497円で、前年と比較して68万円減少をしております。

続く、2款の地方譲与税から8款の環境性能割交付金までは説明を省略いたします。

次に、9款の地方特例交付金は、収入済額が1,232万9,000円、前年度比較591万円の増となっております。増の要因は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填の特別交付金603万6,000円が交付されたことによるものです。

次に、10款の地方交付税は、収入済額が40億7,136万円、前年度比較4億

6,179万円の増となっております。内訳は、普通交付税が算定方法の見直しもありまして、4億1,423万円、特別交付税が4,756万円ともに増収となっております。

11款から13款を省略いたしまして、14款の国庫支出金は、収入済額が13億2,721万478円、前年度比較7億7,272万円の減となっております。減の要因は、国庫補助金におきまして、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金が前年度に比べまして約1億6,000万円減少したことや、民生費国庫補助金の一人当たり10万円の特別定額給付金の補助金10億1,000万円が皆減したためです。

次に、15款の県支出金は、収入済額が7億2,752万2,106円、前年度比較2,548万円の増となっております。前年度に比べ、災害復旧費の補助金が5,900万円減少いたしましたが、農林水産業費の鳥獣害防止総合対策事業費補助金の6,237万円の増や、商工費におけます新型コロナウイルス感染症対策の事業者への補助金2,600万円があったため、増額となっております。

次に、16款の財産収入は、収入済額が3,213万5,450円、前年度比較690万円の増となっております。増の要因は、財産売払い収入におけます立木売却代金の増や、不要となった林業機械の売却代金によるものです。

17款の寄附金は、収入済額が6,267万4,000円、前年度比較93万円の増となっております。ふるさと納税寄附金につきましては、74万円の増となっております。

18款の繰入金は、収入済額が7,965万1,023円、前年度比較1,949万円の減となっております。主なものは、財政調整基金からの860万円、公共施設等整備管理基金からの3,200万円の取崩しであります。

19款を省略し、20款の諸収入は、収入済額1億2,769万5,714円、前年度比較1億2,312万円の減となっております。減の要因は、雑入のプレミアム商品券販売収入の1億3,200万円が皆減したことによるものです。

21款の町債は、収入済額が9億6,844万8,000円、前年度比較4,097万円の減となっております。減の要因は、土木債が1億3,020万円減少したため、これは昨年に鬼北町総合公園施設整備事業債2億370万円があったことによるものです。

以上の結果、歳入合計といたしまして、一般会計収入済額が90億8,679万2,387円、前年度に比べまして3億4,751万円の減となりました。なお、収入未

済額の合計は、11億9,356万1,297円となっており、その主なものは、事業繰越によるものでありまして、14款、国庫支出金の1億2,816万8,000円、15款、県支出金の3,548万7,000円、21款、町債の9億3,420万円などであります。

以上で一般会計、歳入についての説明を終わります。

1枚めくっていただきまして、次のページ、362、363ページをお開きください。

一般会計の歳出について御説明いたします。

1款、議会費は、支出済額A欄になりますが6,151万1,992円、前年度比較67万円の減で、一般会計における備考欄の構成費は0.71%となっております。

2款、総務費は、支出済額が19億4,823万8,051円、前年度比較6,274万円の増で構成比22.34%となっております。増となった要因といたしまして、財産管理費において減債基金への積立て1億6,000万円など、基金積立金が増額となったことや、近永駅周辺賑わい創出事業費においてサテライトオフィス整備工事の実施があったことなどによるものです。

3款の民生費は、支出済額が20億4,554万4,218円、前年度比較7億771万円減の構成比23.44%となっております。減となった要因といたしましては、社会福祉総務費が前年に特別定額給付金事業約10億円の実施があったこと等により、7億8,645万円の減となったことによるものです。

4款の衛生費は、支出済額が8億867万4,714円、前年度比較4,695万円増の構成比9.27%となっております。増の要因は、予防費が繰越事業等によります新型コロナウイルスワクチン接種のための支出により、1億887万円の増となったためです。

5款の農林水産業費は、支出済額が7億1,142万2,639円、前年度比較2,466万円増の構成比8.16%となっております。増の要因は、農業振興費が工事請負費において有害鳥獣の減容化施設の建築、装置の設置により1億3,445万円の増額となったことによるものです。

6款の商工費は、支出済額が2億1,045万9,798円、前年度比較4,506万円減の構成比2.41%となっております。減となった要因といたしましては、成川溪谷休養センター費が、委託料において指定管理業者の変更により、指定管理料2,324万円が皆減にしたこと等により、3,411万円減額となったことなどによるものです。

7 款の土木費は、支出済額が4億8,915万7,340円、前年度比較1億4,003万円減の構成比5.61%となっております。減となった要因といたしましては、道路橋りょう費は1億2,000万円ほど増となりましたが、鬼北総合公園費が前年に空調整備工事等の実施がありましたので、約2億円の減となったことや、住宅建設費5,570万円が皆減したことによるものです。

8 款の消防費は、支出済額が6,730万2,387円、前年度比較3,159万円減の構成比0.77%となっております。減の要因は、非常備消防費が前年に委託業務におきまして防災マップ作成業務、国土強靱化地域計画作成業務の実施、補助金において避難施設感染防止対策事業費補助金の交付があったことや、消防自動車の更新がなかったことなどによるものであります。

9 款の教育費は、支出済額が7億3,420万7,455円、前年度比較633万円減の構成比8.42%となっております。減の要因といたしましては、小・中学校の学校管理費が前年度にGIGAスクール用端末の購入や、各学校体育館の空調の整備、また情報教育機器のリース期間が終了したことにより、大幅に減額となったことによるものです。

10 款の災害復旧費は、支出済額が5億2,347万9,469円、前年度比較2,547万円減の構成比6.00%となっております。令和2年度に引き続きまして、平成30年7月豪雨災害等による各施設の災害復旧工事に当たっております。

11 款の構成比は、支出済額が9億4,272万3,557円、前年度比較1億5,552万円増の構成比は、10.81%となっております。内訳が元金が約9億2,000万円、利子が約1,800万円となっております。

12 款の諸支出金は、支出済額が1億7,939万54円、前年度については、支出がありませんでした。構成比は2.06%となっております。支出の内容は近永アルコール工場跡地を基金から買い上げた土地取得費であります。

以上、合計で一般会計支出済額は87億2,211万1,674円、前年度に比べまして、4億8,761万円の減となっております。

363 ページ、表の下段に記しておりますように、一般会計の歳入歳出差引額は、3億6,468万713円となり、翌年度に繰り越すべき一般財源が3,259万3,000円必要でありますので、実質収支は3億3,208万7,713円となりました。

以上、一般会計の決算説明を終わります。

次に、右のページ、364、365 ページをご覧ください。

町債の現在高について、普通会計で一覧表を作成したものであります。

364ページの計の欄にありますように、令和3年度中の発行額は9億6,844万8,000円、一方、元利償還金の合計は9億4,306万円でありましたので、3年度末の現在高は82億7,692万2,000円で、前年度に比べまして4,378万6,000円の増となっております。

1枚めくっていただきまして、次のページ、366、367ページをお開きください。

公有財産の3年度中の増減内容について御説明をいたします。

まず、公有財産の異動ですが、3年度中に土地・建物とも異動はございませんでした。

続いて、公共用財産、土地の北宇和高校教育寮の項の584.49平米の増は、寮の用地として近永の土地を買収したものでありまして、中学校の項の建物965.72平米の減は、広見中学校の第3教棟や倉庫等を取り壊したことによるもの、公民館の項の建物2.00平米の減は、三島公民館の錯誤による修正であります。

右のページ、368、369ページをご覧ください。

土地の駅前周辺施設の項の1,288平米の増は、近永駅周辺の整備のため、JRから買収したもので、有害鳥獣処理施設の項の2,587.00平米の増と建物の152.00平米の増は、減容化施設整備のため、買収、建築をしたものであります。

次に、普通財産の異動ですが、宅地の2万3,938.04平米の増と雑種地の169.00平米の増は、近永アルコール工場跡地を基金から買い上げたものであり、建物の280.39平米の増は、三角ぼうし上の旧南予森林組合の事務所等は無償譲渡されたものであります。

次に、1枚めくっていただきまして370ページのウの有価証券、2段目、株式会社愛媛県地域総合研究所株券100万円につきましては、令和3年11月に組織が解散をいたしておりますので、株券の分を減としております。その後の山林出資による権利については、異動はございません。

次に、特別会計の説明をいたしますので、右のページ、384、385ページをご覧ください。

特別会計につきましては、主に3年度の収入済額と支出済額A欄になりますが、会計の前年度比較で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、用品調達特別会計ですが、歳入の収入済額合計は1,274万5,992円、前年度比較44万5,000円の減、一方、歳出の支出済額合計は1,264万166円で、前年度比較55万1,000円の減で、前年並みとなっております。

なお、歳出の3款、諸支出金から収益の一部110万円を一般会計へ繰り出しており、収支差引きは10万5,826円となっております。

1枚めくっていただきまして、次のページ、386、387ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計ですが、歳入の収入済額合計が162万6,195円、前年度比較4万3,000円の減となっております。なお、諸収入の欄の収入未済額は2,302万6,650円ございまして、1件は返済が完了いたしましたが、11件が未収となっております。

一方、歳出の支出済額合計は、162万6,195円、前年度比較1万6,000円の増で、収支差引きはゼロ円となっております。

なお、歳出の3款、諸支出金から122万1,467円を一般会計へ繰り出しており、本会計は3年度をもちまして廃止となります。

なお、貸付金の状況につきましては、右のページ、388、389ページに詳細を載せておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、次のページ、390、391ページをお開きください。

国民健康保険特別会計ですが、1款の国民健康保険税の収入済額は1億9,307万4,324円で、前年度比較32万8,000円の増となっております。不納欠損額を105万6,660円、件数は134件で、前年度に比べまして74万円の減となっております。なお、収入未済額は821万2,304円となっており、前年度に比べまして321万円の減となっております。

また、歳入の収入済額の合計は11億7,787万3,596円、前年度に比べまして1,841万円の増となっております。増の要因といたしまして、保険給付費の支出が前年に比べ増えたことによりまして、県からの交付金が3,236万円増加したことによるものです。

一方、歳出ですが、支出済額合計は11億6,846万7,104円で、前年度比較1,641万円の増となっております。増の要因は、保険給付費が3,079万円の増となったためで、これは主に2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、被保険者が医療機関に行くことを控えておりましたが、3年度は一旦感染が落ち着いたことで医療機関に足を運ぶようになったためではないかと思われます。なお、収支差引額は、940万6,492円となりました。

右のページ、394、395ページをご覧ください。

国民健康保険診療所特別会計ですが、歳入の収入済額合計は1億5,182万3,450円、前年度比較2,175万円の減となっており、外来収入が1,129万円減少しております。これは診療所常駐医師が1名減となり、三島診療所、小倉診療所の収入が減ったためであります。

一方、歳出の支出済額合計は1億4,587万5,026円、前年度比較2,763万円の減となっており、医師の1名減による人件費や医薬品等の購入費の減などが要因で、収支差引きは594万8,424円となっておりますが、翌年度に繰り越すべき一般財源が588万8,000円必要ですので、実質収支は6万424円となります。

1枚めくっていただきまして、次のページ、402、403ページをお開きください。

公共浄化槽等整備推進事業特別会計ですが、歳入の収入済額合計は6,197万7,872円、前年度比較534万7,000円の増となっており、浄化槽使用料に収入未済額が56万320円ありまして、前年度よりは減少をしております。

歳出の支出済額合計は6,194万7,505円、前年度比較534万4,000円の増となっております。増の要因は、1款、施設整備費の浄化槽設置工事請負費が前年度比262万円の増となったこと、2款、施設管理費の公営企業会計へ移行するための業務委託料が、前年度比152万円の増になったこと等によるもので、収支差引きは3万367円となります。なお、設置浄化槽数は、前年度から22基増えております。

右ページ、404、405ページをご覧ください。

農業集落排水事業特別会計ですが、歳入の収入済額は8,368万8,190円、前年度比較130万7,000円の増となっております。

なお、2款、使用料に、収入未済額が36万7,000円あり、前年度より減少をしております。

一方、歳出の支出済額合計は8,338万3,472円、前年度比較105万5,000円の増となっております。この要因は、新田処理場の改修工事の契約等により、1款、施設整備費が485万円の増となったことによるもので、収支差引きは30万4,718円となりますが、翌年度に繰り越すべき一般財源が24万5,000円必要ですので、実質収支は5万9,718円となります。

1枚めくっていただきまして、次のページ、408、409ページをお開きください。



介護保険特別会計ですが、歳入の収入済額合計は15億6,280万1,259円、前年度比較5,346万9,000円の減となっており、介護保険料収入が3年ごとの保険料の見直しにより、基準額が下がったことで、2,035万円の減となっております。

なお、介護保険料の不納欠損額が27件、15万7,500円で、収入未済額が86万9,860円となっており、いずれも前年度に比べ減少をしております。

一方、歳出の支出済額合計は15億4,344万6,754円、前年度比較3,339万7,000円の減となっております。この要因は、前年度の介護保険事業計画策定委託料等の減による事務費の減、国への償還金、基金積立金が減となったため、収支差引きは1,935万4,505円となります。

右のページ、412、413ページをご覧ください。

最後に、後期高齢者医療保険特別会計ですが、歳入の収入済額合計は1億7,889万5,585円、前年度比較610万5,000円の増で、これは後期高齢者医療保険料が均等割の軽減割合が下がったことなどにより、保険料収入が804万円の増となったことによるもので、なお、後期高齢者医療保険料の収入未済額は1万9,010円となっており、前年度より減少をしております。

一方、歳出の支出済額合計は1億7,378万5,945円、前年度比較411万4,000円の増となっており、これは徴収保険料額が増額となったことで、広域連合へ支払う納付金が増えたことによるものであります。なお、収支差引きは510万9,640円となります。

これで特別会計の決算概要説明を終わります。

なお、全体の詳細につきましては、別途お配りしております歳入歳出決算書の冊子で御確認をいただきたいと思っております。

以上で令和3年度一般会計及び特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。

御審議の上、認定をいただきますようお願いいたします。

○水道課長（上田 司君）

それでは、議案第56号、令和3年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について御説明いたします。

水道事業会計決算書の2ページ、3ページをお開きください。

鬼北町水道事業決算報告書について説明いたします。

3ページの決算額欄のみの説明とさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、総額4億1,921万6,230

円であります。内訳といたしまして、第1款、第1項、営業収益は2億8,007万5,115円で、主に水道使用料であります。

第2項、営業外収益は、1億3,914万1,115円で、内訳は、一般会計補助金及び長期前受金戻り入れを計上したものです。

第3項、特別利益の収入はございません。

次に、支出につきましては、決算総額で3億2,437万9,920円であります。

第1款、第1項、営業費用は、2億6,826万8,905円で、内訳は配水及び給水費、総係費、減価償却費であります。

第2項、営業外費用は、5,606万7,785円で、企業債利息等であります。

第3項、特別損失は、4万3,230円、第4項、予備費については、支出はございませんでした。

次に、4ページ、5ページでございます。

資本的収入及び支出の収入につきましては、5ページ、決算額の総額1億3,213万4,000円で、第1款、第1項、企業債5,110万円。

第2項、国庫支出金、第3項、県支出金はございませんでした。

第4項、他会計負担金として、一般会計からの負担金8,000万円。

第5項、工事負担金103万4,000円、これは20件分の給水施設加入負担金でございます。

支出につきましては、総額2億9,541万5,366円で、第1款、第1項、建設改良費は、8,814万2,220円で、主なものは、配水設備改良費でございます。

第2項、企業債償還金は、2億727万3,146円で、企業債21件分であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する1億6,328万1,366円につきましては、減債積立金2,000万円、建設改良積立金6,000万円、過年度分損益勘定留保資金1,148万685円、当年度分損益勘定留保資金6,744万9,150円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額266万4,834円及び繰越利益剰余金168万6,697円で補填いたしました。

次に、6ページの損益計算書について説明いたします。

損益計算書につきましては、先ほど説明いたしました3ページの決算報告書の金額から消費税を抜いた金額で作成しております。右端の差引き合計で説明いたします。

営業収益につきましては907万6,911円の損失、営業外収益は1億126万6,095円の利益であります。差引き9,218万9,184円の経常利益でありま

して、当年度の純利益は、特別損失を差し引いた9,214万9,884円となっております。これに前年度繰越利益剰余金、処分済利益剰余金を合わせました、2億8,753万588円を当年度分未処分利益剰余金として計上しております。

8ページ、9ページをお開きください。

剰余金計算書について説明いたします。

8ページ、資本金でございますが、当年度末残高が13億1,433万572円となっております。

9ページ、資本剰余金合計につきましては、1,292万3,149円。

次に、9ページ、利益剰余金の部分であります。減債積立金につきましては、前年度処分量として、減債積立金に積み立てた金額2,000万円、当年度変動額として、当年度に取り崩した金額2,000万円でありますので、当年度末残高は570万円となっております。

建設改良積立金につきましては、建設改良積立金に積み立てた金額6,000万円で、当年度変動額、建設改良事業に充てるために取り崩しました金額6,000万円でございますので、当年度末残高は626万4円となっており、積立金合計は1,196万4円であります。

未処分利益剰余金につきましては、2億8,753万588円となっております。

資本合計といたしまして、前年度末残高が15億3,459万4,429円、処分後残高につきましては、同額で、当年度変動額が9,214万9,884円ありますので、当年度末残高は16億2,674万4,313円となります。

次に、10ページの剰余金処分計算書（案）について説明いたします。

剰余金の処分でございますが、2億8,753万588円の未処分利益剰余金を計上しましたので、減債積立金に2,000万円を積み立てるとともに、建設改良積立金に6,000万、計8,000万を積み立てさせていただきます。また、未処分利益剰余金に計上された8,168万6,697円について資本金に組み入れさせていただきます、処分後残高を1億2,584万3,891円とさせていただきます。

次に、11ページ、鬼北町水道事業貸借対照表について説明いたします。

固定資産の有形固定資産は、土地、建物、構築物などの区分ごとに資産の年度末残高、減価償却累計額、償却未済高を示したもので、年度末の固定資産合計額は、右端の45億5,999万3,558円となっております。流動資産につきましては、現金預金、未収金、貯蔵品で、流動資産合計は2億3,525万5,167円となっております。これらを合わせました資産合計は、47億9,524万8,725円となっております。

ります。

12ページをご覧ください。

負債の部について説明いたします。

固定負債は、合計額が15億2,899万4,221円であります。流動負債は、合計で2億2,539万6,273円です。繰延収益については、長期前受金と長期前受金収益化累計額で、合計額が14億1,411万3,918円です。負債合計額は31億6,850万4,412円となっております。

次に、資本の部について説明いたします。

資本金につきましては、自己資本金が13億1,433万572円であります。

13ページに移りまして、剰余金につきましては、資本剰余金及び利益剰余金の剰余金合計が3億1,241万3,741円。資本と剰余金を合わせました資本合計が16億2,674万4,313円でありますので、負債資本の合計額は47億9,524万8,725円となっております。

次に、14ページ以降につきましては、今まで説明いたしました決算附属書類として費用明細書等及び事業報告書を載せておりますので、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

続きまして、議案第57号、令和3年度鬼北町病院事業会計決算の認定について説明をいたしますので、病院事業会計決算書の1ページ、2ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入についてであります。第1款、第1項、医業収益は5億9,526万348円でありまして、主に入院収益と外来収益であります。

第2項、医業外収益2億6,852万220円につきましては、他会計負担金と補助金、長期前受金戻し入れが主なものでございます。

第3項、附帯事業収益3,076万6,564円につきましては、訪問看護ステーションの収益でございます。

第4項、特別利益873万4,565円につきましては、過年度損益修正益及びその他特別利益でございます。

次に、支出についてでございます。第1款、第1項、医業費用は8億5,510万8,727円でありまして、病院事業の運営に要した経費と減価償却費が主なものであります。

第2項、医業外費用1,078万1,307円につきましては、企業債償還金利息及び雑損失であります。決算額1,078万1,307円のうち、現金の支出の伴わない経費で、予算額を超過して支出した額は451万2,307円でございます。

第3項、附帯事業費用3,072万2,289円につきましては、訪問看護ステーションの運営に要した経費であります。

第4項、特別損失206万7,662円につきましては、過年度損益修正損であります。決算額206万7,662円のうち、現金の支出を伴わない経費で予算額を超過して支出した額は、186万6,662円でございます。

次に、3ページ、4ページにまいりまして、資本的収入及び支出のうち、収入についてでございますが、第1款、第1項、企業債5,500万円につきましては、自動火災報知機設備等改修及び医療ベッド等更新に伴います企業債でございます。

第2項、他会計負担金465万6,350円につきましては、起債償還金に係る一般会計からの繰入金であります。

第3項、補助金597万1,000円につきましては、医療機器整備に係る国庫補助金でございます。

次に、支出についてでございますが、第1款、第1項、建設改良費1,358万5,000円につきましては、自動火災報知機設備等改修に係る建設改良費でございます。

第2項、固定資産購入費5,020万3,978円につきましては、医療ベッド等更新に係る固定資産購入費でございます。

第3項、企業債償還金931万2,700円につきましては、企業債元金分でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額747万4,328円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額44万9,553円、過年度分損益勘定留保資金702万4,775円で補填をいたしました。

次に、5ページの鬼北町病院事業損益計算書について説明をいたします。

医業損益につきましては、2億6,138万413円の損失、医業外損益は2億5,883万5,908円の利益でございます。経常損益は254万4,505円の経常損失でございます。また、附帯事業損益の訪問看護ステーション損益につきましては、2万9,761円の附帯事業利益となっております。当年度の純利益は415万2,159円となっております。

次に、7ページ、8ページの剰余金計算書についてでございますが、前年度未処理欠損金3億2,364万809円に、先ほどの当年度純利益を加え、当年度未処理欠

損金は3億1,948万8,650円となります。

次に、9ページをお開きください。

令和3年度鬼北町病院事業欠損金処理計算書(案)について説明をいたします。

令和3年度におきましては、3億1,948万8,650円の未処理欠損金が生じたので、同額を翌年度に欠損金として繰越しをするものでございます。

次に、10ページの鬼北町病院事業貸借対照表について説明をいたします。

まず、資産の部についてでございますが、固定資産合計は13億1,589万7,463円、流動資産合計は1億9,750万4,255円でありまして、資産合計は15億1,340万1,718円でございます。

次に、11ページにまいりまして、負債の部についてでございますが、固定負債合計は1億5,012万8,029円、流動負債合計は6,599万9,210円でございます。繰延収益合計につきましては、8億2,741万4,440円の繰延収益でございます。負債合計は10億4,354万1,679円でございます。

次に、12ページにまいりまして、資本の部についてでございますが、資本金はゼロ円。剰余金合計は4億6,986万39円、資本合計は4億6,986万39円でございます。負債資本合計は15億1,340万1,718円でございます。

次に、13ページにまいりまして、キャッシュ・フロー計算書についてでございますが、業務活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに分けてございます。資金期末残高は8,150万1,797円でございます。

次のページ以降につきましては、費用明細書等を示しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長(芝 照雄君)

説明が終わりました。

日程第10、議案第47号から日程第20、議案第57号までの11件については、9月22日に改めて審査を行うこととします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第47号から日程第20、議案第57号までの11

件については、9月22日に改めて審査を行うことに決定をいたしました。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を午後3時35分とします。

休憩 午後 3時21分

---

再開 午後 3時35分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21、議案第58号、令和4年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第21、議案第58号、令和4年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、新型コロナウイルスワクチン5回目追加接種に係る経費、物価、燃料等の高騰対策に係る経費、北宇和高校教育寮の整備に係る経費等を追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う特定財源のほか、地方交付税等を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ5億8,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億5,410万円とするものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。御審議のほどよろしく願います。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、一般会計補正（第3号）について御説明いたします。

予算書に沿って御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書11ページをお開きください。

まず、2款、1項、4目、会計管理費のうち、12節、電算システム改修委託料605万円につきましては、各種税金や保険料、保育料、町営住宅使用料等をコンビニで収納できるようにするためのシステム改修に係る経費を計上するものであります。

12ページをお開きください。

2款、1項、5目、財産管理費のうち、11節、手数料24万5,000円、12節、設計委託料550万円、同じく12節、地質調査業務委託料66万円につきましては、公文書を保存する書庫の新築工事に係る設計及び関係経費を計上するものでございます。

同じく、2款、1項、5目、17節、備品購入費、機械器具費ですが、170万3,000円につきましては、現在公用車で共用車両として使用しておりますプリウスが老朽化をしております、それを更新する経費を計上するものであります。

次に、2款、1項、6目、企画費のうち、10節、消耗品費9万1,000円から18節のプレミアム商品券9,700万円までにつきましては、県・市町連携のプレミアム商品券に係る経費を計上するものであります。

同じく12ページ、2款、1項、11目、生活交通路線対策費のうち、10節、需用費、修繕料139万7,000円は、三島地区住民輸送用車両の車庫修繕に係る経費を計上するものであります。

2款、1項、12目、コミュニティ施設費、10節、需用費のうち修繕料132万9,000円につきましては、北川スポレク広場のテニスコートの人工芝の張り替えに係る経費を計上するものであります。

次に、13ページをご覧ください。

2款、1項、15目、近永駅周辺賑わい創出事業費うち、11節、手数料、12節、監理業務委託料、伐採業務委託料、それから、14節、工事請負費、18節、水道施設負担金につきましては、北宇和高校教育寮の新築に係る経費を計上するものであります。

次に、14ページをお開きください。

2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費、12節、電算システム改修委託料775万円は、マイナンバーと戸籍と住基を連携する改修に係る経費で、国庫補助100%のものでございます。その下、マイナポイント支援事業費委託料495万円は、マイナポイントの申込支援業務を業者に委託する経費を計上するものであります。

続いて、15ページをご覧ください。

3款、2項、2目、児童福祉施設費、12節、設計委託料50万円は、病児保育施設を整備するための設計に係る経費を計上するものであります。同じく17節、備品購入費、庁用器具費1,950万円は、統合保育所で使用いたします事務用の机、椅子、書類収納キャビネット、また保育室で使用いたしますテーブル、椅子等の購入に係る経費を計上するものであります。



続きまして、16ページをご覧ください。

4款、1項、3目、予防費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の5回目に係る経費の計上となります。こちらも国費10分の10となります。

続きまして、17ページをご覧ください。

4款、1項、9目、水道費のうち、18節、水道事業会計補助金350万円につきましては、水道料をコンビニで収納できるようにするためのシステム改修に係る経費について、一般会計から補助をするものであります。

続きまして、4款、2項、2目、し尿処理費、27節、公共浄化槽等整備推進事業特別会計繰出金19万8,000円につきましては、同じく浄化槽の使用料をコンビニで収納できるようにするためのシステム改修に係る経費について、一般会計から繰り出すものであります。

続きまして、5款、1項、3目、農業振興費のうち、18節、肥料価格等高騰緊急対策事業費補助金4,244万9,000円は、肥料、飼料、燃料等の高騰の影響を受けた農家に対し補助金を計上するものであります。

18ページをお開きください。

5款、2項、2目、林業振興費、18節、鬼のまちづくり推進事業費補助金269万5,000円は、道の駅三角ぼうしが、ネットショッピングの強化を図るために専門業者に委託する費用に対する補助金を計上するものであります。同じく18節、林業新規就業者支援事業補助金146万円は、林業新規就業者が2名増になったために増額補正をするものであります。

19ページをご覧ください。

5款、2項、3目、町単独林道整備事業費、14節、町単独林道改良工事請負費120万円は、林道舟の川北川線の改修に係る経費を計上するものであります。

続いて、6款、1項、2目、商工振興費、12節の委託料220万円と18節の給付費3,685万円は、物価高騰対策として事業者に定額給付金を給付するための経費となります。

続いて、6款、1項、3目、観光費、12節、設計業務委託料334万4,000円は、下鍵山公園の整備に係る設計費用を計上するものであります。

続いて、20ページをお開きください。

7款、2項、1目、道路維持費、14節、道路補修工事請負費580万円は、犬飼線落石防止網設置等に係る経費を計上するものであります。

7款、2項、2目、道路新設改良費、12節、登記調査測量委託料500万円は、

西仲、吉波地区の町道5路線に係る登記調査測量に係る経費を計上するものであります。

続いて、21ページをご覧ください。

9款、1項、4目、諸費、24節、積立金500万円につきましては、メカニカルカーボン工業株式会社様より寄附のあった500万円を未来へつなぐ子ども応援基金に積み立てるものでございます。

続いて、22ページをお開きください。

9款、3項、3目、学校改修費のうち、14節、広見中学校改築工事請負費1,234万8,000円と17節、機械器具費マイナス1,234万8,000円は、広見中学校改築に係る機械器具費の入札減少金等をテニスコートの改修工事費に組み替えるものでございます。

次、23ページをご覧ください。

9款、4項、4目、文化財保護費、18節、文化財保存伝承事業費補助金35万5,000円は、大宿権太組の茶堂の屋根修繕に係る補助金を計上するものでございます。

次、11款、1項の公債費につきましては、1目、元金及び2目、利子について、借入金、利率等が確定したことにより所要額を調整するものでございます。

次に、歳入予算の主なものについて御説明いたしますので、8ページをお開きください。

10款、1項、1目、地方交付税、1節、普通交付税513万4,000円は、普通交付税が、7月末に確定し、その算定結果により増額するものでございます。

次、14款、1項、2目、衛生費国庫負担金、1節、新型コロナウイルスの5回目のワクチン接種の委託費について交付される国庫負担金2,000万円であります。

それから、14款、2項、1目、総務費国庫補助金のうち、1節、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,468万7,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として町が取り組む施策について交付されるものであります。

同じく14款、2項、1目の4節、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金775万円につきましては、マイナンバーと戸籍・住基の連携に係るシステム改修に対する国庫補助金であります。

その下のマイナポイント事業費国庫補助金495万円につきましては、マイナポイント申請支援業務に対する補助金であります。

14款、2項、3目、衛生費国庫補助金の3節につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金1,058万5,000円ありますが、ワ

クチン接種の委託料を除く関連経費に対する補助金であります。

9ページをご覧ください。

15款、2項、1目、総務費県補助金、1節、えひめ消費活性化支援事業費県補助金3,160万円は、県・市町連携プレミアム商品券に対する県補助金であります。

17款、1項、4目、教育費寄附金、1節、教育振興費寄附金500万円は、メカニカルカーボン様より頂いた寄附金であります。

18款、2項、1目、繰入金、1節、財政調整基金とりくずし2,860万円は、新型コロナウイルス感染症対策事業費に充当するため、財政調整基金の取崩しを増額するものであります。4節の公共施設等整備管理基金とりくずしマイナス4,520万円は、当初、過疎債を減額されることを見込んで、少なめに計上し、足りない部分にこの基金を充てることとしておりましたが、過疎債が一次申請において圧縮されることなく満額つきましたので、基金の取崩しを減額するものであります。

続きまして、20款、5項、1目、雑入、39節のプレミアム商品券販売収入4,850万円は、そのままプレミアム商品券の販売収入でございます。

21款、1項の町債につきましては、1節、臨時財政対策債、マイナス1,204万2,000円は、普通交付税の算定結果によるものでありまして、それ以下の町債につきましては、対象事業についてそれぞれ計上するものとなっております。

次に、第2条、地方債の補正について御説明いたしますので、5ページをお開きください。

第2表、地方債補正、2の合併特例事業は、広見中学校の改築に係る非常用電源につきまして、合併特例から緊急防災・減災事業に組替えたために減額するものであります。

その下の3、緊急防災・減災事業は今ほどの広見中学校の非常用電源について、合併からこちらへ組み替えたために増額するものであります。

それから、5の過疎対策事業につきましては、補正後の限度額をそれぞれ追加、増額で計上するものであります。

6の臨時財政対策債は、普通交付税等算定結果による減額でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも補正前と同じでございます。

次に、給与費明細書について、御説明いたしますので、25ページをお開きください。

2、一般職について御説明いたします。

職員数につきましては、会計年度任用職員を1名増、短時間勤務職員を1名増としております。報酬、給料、職員手当につきましては、正職と会計年度職員合計したものでありますが、報酬が97万5,000円の増、給料が267万9,000円の減、職員手当が286万4,000円の減、それから、共済費が397万6,000円の増となっております。増減の理由は、いずれも人事異動に伴うものでございます。

28ページの(2)給料及び職員手当の増減の明細以降につきましては、説明を省略いたしますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4番（中山定則君）

9ページ、歳入のほうで、20款、5項、1目の39節の県・市町連携プレミアム商品券の内容について説明をお願いします。

それと歳出で、11ページ、2款、1項、4目、12節、委託料、電算システム改修委託料、説明ではコンビニ収納ということなんですが、このことについて、私一般質問でコンビニ収納のことを質問したとき、当面費用対効果等の検討をするということでしたが、今回予算化されるに至った経過について、自治体クラウドということでもやられておるんで、その中で安い経費でできるのか、コンビニ収納関係。コンビニ収納関係は、ここについて町費に関係あるので、回答を一括でこのことについてお願いをし、また予算化した経緯。そして、来年度からの運用になるのか、実施時期。委託業者についての内容、それ自治体クラウドからなのか、その辺について説明をお願いします。

それと12ページ、同項の5目、12節の設計委託料550万円、その下の地質調査業務委託料66万円、これについては、公文書の書庫ということでしたが、どこに建てる予定なのか、建設予定の場所について説明をお願いします。

それと13ページ、2款、1項、15目、近永駅周辺賑わい創出事業費の18節、負担金補助及び交付金、北宇和高等学校魅力化事業補助金50万円の内容について説明をお願いします。

以上、お願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

歳入の20款、5項、1目のプレミアム商品券の部分は企画振興課長が、歳出の2款、1項、4目、電算システムのコンビニの扱いをする部分については会計管理者が、2款、1項、5目、12節、地質調査業務、設計委託料については総務財政課長が、2款、1項、15目、18節、魅力化推進事業につきましては企画振興課長が、それぞれ説明いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただいております20款、5項、1目のプレミアム商品券販売収入につきましては、最初のほうにもプレミアム商品券事業、12ページの18節のほうに9,700万計上させていただいているところですが、今年度第2弾といたしまして、1セット、1万円分を5,000円で販売をさせていただく、そういった内容で今回予算を計上させていただいているところであります。

歳入につきましては、4,850万、9,700人×5,000円分の収入、そういった積算で計上をさせていただいているところです。

以上です。

○会計管理者（古谷忠志君）

コンビニ収納の関係の御質問であります、前に議会で答弁いたしまして、平成31年の3月議会であったと思っておりますけれども、コンビニ収納の導入につきましては、費用もかかるため、現在のところ予定をしておりませんが、今後においては、近隣自治体の動向等も見ながら検討してまいりたいと考えておりますということで、御回答をいたしたと思っております。

この度、県内におきましても20市町中、12市町ですか、近隣につきましても松野町、宇和島、愛南につきましても、コンビニ収納を導入しておりますので、時代の流れからもいって、住民の利便性を考えましたら、そろそろ導入する時期には来ておるのかなというふうに感じております。

それから、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金が充てられる見込みとなりましたので、この時期を見て計上をさせていただいたというところであります。

このサービスの導入につきましては、来年度の歳入からやっていきたいというふうを考えております。収納代行業者とのやりとりにつきましては、LGWAN回線を使ったやりとりというふうにあります。

以上です。

○総務財政課長（水野博光君）

2款、1項、5目、書庫の建設予定地についてでございますが、今考えておりますのは、現在の近永保育所の奥、裏の線路寄りのところ、今空き地になっておりまして、一部保育所職員の駐車場として使用しておりますが、そこが空き地となっております。約820平米ほどありますので、そこを建設予定地として考えております。

以上です。

○企画振興課長（小川秀樹君）

13ページ、2款、1項、15目、18節の北宇和高校学校魅力化事業補助金につきましては、北宇和高校の魅力発信という形で、今回新たに補助事業等を準備をさせていただきたいということで予算を計上させていただいております。

内容につきましては、現在、全国募集をさせていただいている際に、北宇和高校さんのほうにもオープンスクールということで県外から保護者同伴で希望者の方が体験に来られるわけですが、そういった際の旅費等について3分の2の範囲内で補助をさせていただきたいということと、あと学校さん独自の予算を伴わない魅力化独自の事業をされる際に、1事業10万円を限度として補助金を支給をすると、そういった内容のもので合計50万を予算計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

私の勘違いやったんですが、新たにプレミアム商品券を販売事業をするんじゃないかと、今9月までの分の関係ですか、このプレミアム商品券販売収入。

それと、最後に、コンビニ収納の件は、理解はできたんですが、この委託料がどこに、LGWANは使えるということで、委託はどこに委託をするのか、それを教えていただいたらと思います。

それと、最後の説明があった全国募集の補助金3分の2の補助は理解できるんですが、その後、学校が独自に行う1事業10万円を補助する、どういう事業を想定されているのかについて質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

プレミアム商品券と全国募集の支援の分については、企画振興課長が、コンビニ収納の関係については、会計管理者が再度答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

商品券の関係について、先ほどの説明はちょっと不足をしまして申し訳なかったんですが、今回冬に新たに商品券事業を第2弾として、愛媛県と鬼北町の連携事業としてやる予定としておりますので、その関連経費として新しくやらせてもらうので、その予算を計上させてもらっております。新規の事業として。

実施時期は、一応12月と年明け1月の2か月で予定をしているところです。なので、販売のほうは、10月下旬ぐらいからは実施ができるように準備を進めていきたいと思っております。

なお、県の補助事業を使わせていただく関係もありまして、県の事業が2月末までには終了をしておかないといけないということもございますので、今回は12月、1月の2か月間の実施の内容になるのかなと見込んでおります。

以上です。

○会計管理者（古谷忠志君）

コンビニ収納の件でございますが、収納代行業者というものがございまして、全国のコンビニ店舗と連携、提携を結んでおります収納代行業者から収納情報と収納資金を町のほうに入れてもらうということになります。

○4番（中山定則君）

魅力化事業費補助金の件。

○企画振興課長（小川秀樹君）

先ほど説明いたしました魅力化事業費補助金の中の事業費10万円以内という部分につきましては、具体的な事業内容等は想定はしておりませんが、対象経費といたしまして、オープンスクール等に来られた際の生徒さんに対する教材費でありましたり、備品、そういった追加が必要となるようなものを対象と予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか。

○5番（末廣 啓君）

今プレミアム商品券のことで中山議員のほうが何か所か聞かれましたけども、今商品券販売されている分は、1億9,600万の分だったと思います。それが今回は9,700万で大体半分ぐらいになつとるんですが、1人がどれぐらい買えるのか、それと、また郵便局等で販売されるのか、それをお聞きしたいのと、今プレミアム商品券展開されていますが、例えば大家族の場合、ちょっと1人2セット買うたら10万円分、5人家族やったら10万円分ぐらい買えるんですけども、それを7月1日から9月30日までに使わなきゃいけないというふうな決まりがあるんですけども、今現在の分でどれぐらいの販売実績があつて、どれぐらい使用率があつたかというのは分かりますか。分かったら教えていただきたいと思います。

それと、もう少し使用期間を2か月じゃなしに、長く3か月か、4か月でもいいです。長くないか、そこら辺お聞きしたいと思います。

それと、13ページの2款、1項、15目の12節、委託料がありますが、その中に伐採業務委託料というのがあります。290万ですか、教育寮の木材の伐採業務委託料だと思うんですけども、前回伐採された分で足らなかったということですかね。そこをお聞きしたいと思います。

それと、19ページの6款、1項、2目の18節、物価等高騰対策事業者定額給付金3,685万円、これの内容をもう少し細かく教えていただいたらと思います。

以上3件、お願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

今ほどの3件について企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、1点目の今回想定をする商品券の内容につきましては、1セット20枚、1枚が500円でございます、1万円分を5,000円ということで、お一人あたりは1セット、1万円分ということでございますので、先ほど御質問にありましたように、前回の半分ぐらいじゃないかというようなお話でございましたが、確かにそういった半分の内容ということになっております。財源が県の補助金を使わせていただく中で上限が決まっておりましたので、そういった規模で今回予定をさせていただいているところです。

その中で、今現在例えば大家族で10万円分買えるところがあつても期限が限られているので、なかなか大変だとか、もうちょっと期間が長いほうがいいんじゃないかというようなお話でございましたが、今回今現在やらせていただいている商品券を始めるに当たりましては、結構問合せをいただきまして、普通に追加をするのかと



か、量が増えるのか、また、期限を延ばすんじゃないのかとか、そういったいろいろと皆さん、気をつけていただく中で、始める当初の段階で、今回については内容は変わることはないので、安心してお使いくださいというふうな御説明を周知させていただいた中で、6月の段階で4割の商品券が販売、購入をいただきまして、7月の段階で83%、また8月末においてはもう9割の方が、9割の方というか、9割分がもう既に御購入をいただいております。そういった中で、そういった結果を見ますと、ある程度計画的に必要なものについて大人数家族さんいらっしゃるかもしれないですけど、そういった場合には早めに当てをつけて御購入をいただいているのかなと、そういうふうに捉えております。

実際に購入はしたけど、使用率はどうなのかというような御質問があったと思うんですが、事業者さんによっては、まとめて役場のほうに換金に持ってきますので、今現在どれぐらいを実際使用されとるかは分からないんですけど、8月末で販売に対して町に換金に持ってきていただいた割合というのは、約7割程度だと把握をしております。

なので、実際はもっと使われている、また事業者さんのほうが保管をされているんじゃないかと想定をしているところです。

販売は同じように郵便局でお願いをしたいと考えているところです。

次に、2款、1項、15目、伐採委託料で、前回分では足らなかったのかというような御質問だと思うんですが、前回たしかまだ設計概要等も決まらない中で、とりあえず学校林を使いたいということで、原木を100立米ほど切らせていただいて、そちらのほう製材を切らせていただいた経緯がございますが、実際実施設計を進める中で、できるだけ学校林をふんだんに使ったほうがいいんじゃないかというような最終的な設計内容になった中で、見える部分、そういった部分には、まだ学校林が足りませんので、そちらのほうを新たに今回100立米ほど伐採をさせていただくという予定としております。ただ、それでも若干足りない部分は、県産材を調達をさせていただく、そういった形で予定をしているところです。

次に、19ページ、6款、1項、2目、18節の物価高騰に関する部分なんですが、今回コロナ禍に加えまして、エネルギー価格の高騰やそれに伴う物価高騰ということで、多数の事業者に影響があったということを鑑みまして、事業者定額給付金、広く御支援をさせていただきたいということで、今回予算を計上しております。内容といたしましては、町内で事業活動をされている方につきまして、定額ですが、法人で10万円、個人で5万円、さらに上乘せといたしまして、貨物運送業事業者、主にそう

いった業をされている方については、それとタクシー事業者さんと運転代行業者さん、それら業種の方については、上乘せとして法人さんが10万、個人さんが5万ということで、積算といたしましては、商工会の事業実態調査等を見ますと、事業者数が約500ぐらい、このうちに法人・個人が4対6ぐらいということをお聞きしておりますので、法人で2,000万、個人で1,500万、基礎分で合計が3,500万、それと上乘せ支給に係る分で、法人さんが16程度、個人さんが5件程度ということで、金額といたしましては185万、合計で3,685万で今回予算計上をさせていただいているところでございます。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

議長。

○議長（芝 照雄君）

はい。

○町長（兵頭誠亀君）

追加で構いませんか。すみません。私のほうから少し疑問に持たれるところの補足説明ということで、プレミアム商品券の今回の9,700万については、先ほど課長の説明がありましたように、1億9,000万の事業を組んだのは、昨年度からのコロナ対策としての部分がありました。この部分をいつ組むかというところについては、今年の4月頃に、これからまた先、様々な状況が想定されるから、新しい年度、4年度に入ってから施策を展開したいというようなところがあって、この部分を組んだわけでありませうけれども、ただ、御承知のとおり、それ以外に物価高騰ということがあって、この分についても国や県から支援金はありました。それ以外に県独自で、先ほど言いましたように、この分については、県が補助金を出しております。知事のほうからも、できれば協力してほしいということでありましたので、その分は財政調整基金を取り崩す覚悟で頑張らないかと。

今回ここには出ておりませんが、コロナ対策として全体として現在年度末には4,000万から5,000万の財調を取り崩す覚悟でもって予算を組んでおります。

ですから、もっともっと出せばいいじゃないかということと、私がいつも申し上げておりますように、年間使い方として財政調整基金19億というもの、今まで積み立てておいたものを取り崩さない程度、または、逆にそれ以上積み立てるのであれば、その年のサービスが不足してるんじゃないかというところの調整として私は大体平均として取り崩さんでもいい状況をつくっている。

ただし、今回はコロナ対策ということで、今は緊急性を要するというので、財政調整基金の取崩しも致し方ないんじゃないかなというところで、少しそこを削って、今回予算を組んだということでございます。

ですから、これをまた5,000円の1万円というプレミアムじゃなしに、1万円を2万円のプレミアムにするためには、1億5,000万程度の財調取崩し、絶対に取り崩さなければならぬ状況が生まれてくるというところがありましたので、その分の調整をしながら見ておるといって御理解をいただきたいと思います。

ただし、この内容については、議員からの御指摘があった1,000円券ではお弁当を買ったときにお釣が出んやないかとありましたので、今回1万円を、2万円のプレミアム商品券から500円に切り替えたということで、なるべくおじいちゃん、おばあちゃんにも使いやすいようにということも設定をしております。そこら辺りも御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問はありますか。

よろしいですか。

再質問はありませんか。

○5番（末廣 啓君）

ないです。了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

程内議員。

○9番（程内 覺君）

すみません。私、高校寮についてちょっとお伺いをしたいと思います。

10ページの町債の収入は、北宇和高校に係る過疎債で、2億7,900万の収入を上げておられて、13ページの工事請負費は2億7,511万円、差額が約389万あると思うんですが、収入と支出の金額の差異の原因。

それと、先ほど末廣議員が言われた、木材の伐採業務委託料、私これ、前にも質問させていただいたんですが、同じ時期に伐採したほうがよかったんではないかと思っておりますが、そのときに2階建てということで、通し柱は要りませんかということ聞いておったんですが、明確な返答はなかったと思うんですが、その辺の木材の調達はどうような木材を調達をされるのかお伺いをしたらと思います。

とりあえず、高校寮について質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、はじめに、歳入と歳出に差があるという御質問でございましたが、歳入のほうにつきましては、工事費2億7,511万と管理費396万円の合計から調整として7万円調整させていただいております、それで足していただくと、2億7,900万円になるんじゃないかと思っておりますので、管理費と工事費が事業債の中に計上されているということです。

それと、2番目の伐採業務の関係で、確かに程内議員のほうから通し柱等については、早めの調達がというような話が昨年あったというふうに聞いております。そういった中で、なかなか実施設計、しっかりとした設計が上がってない中で、実際どれほどの量、また長物というものとか、太物というものがどれぐらい要るかというのが不明な中で、とりあえず100立米を伐採したというふうに聞いております。

今回設計の中でおっしゃるような長い物、そういった部分についても、見える部分については、学校林、木材ということにはならないんですが、修正処理を施した中で見える部分については、学校林を使用させていただきたいと考えておまして、そういった形で現状で調達できて、乾燥にそうかからない部分については、新たに切り出す学校林で調達をさせていただければなと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

今のまま続けて北宇和高校寮の関係なんですが、この工事請負費の2億7,511万の中には、土地の造成費用とか、今ライオンズクラブが入っておられる事務所とか、その撤去費用あるいは造成費用は含まれていますかお尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただいた件でございますが、今回予算計上、お諮りをさせていただいております2億7,511万1,000円の内訳につきましては、一応建築が1億9,360万、電気3,487万、機械4,664万、そういった形の積み上げで2億7,

000万計上させていただきまして、今ほど言われました建築に係る部分の中には、外構工事であったり、ライオンズクラブさんが入っている現建物の解体工事、あとその他屋外サイン、共通仮設等、そういったものを今回建築費として予算計上しているところでございます。

○9番（程内 覺君）

すみません。課長、もうちょっとマイクの近くで、ちょっと聞こえなかったんやけど、歳出合計額の明細が分かれば、もう少し詳しく全額の中にこの入っているのか、今言うた質問の中に、この建設費用の中に今お尋ねした金額というか、仕事内容の分が入っているのか、すみません、ちょっと聞き取れなかったので、お願いします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

失礼をいたしました。御質問のございました外溝の部分であったり、あと現在既設の建物である部分の解体に係る経費、工事費については、今回計上させていただいている工事費の中に含まれております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ございませんか。

○10番（松浦 司君）

二、三お聞きしたいと思います。

14ページ、2款、3項、1目、12節、マイナポイント支援事業委託料、先ほどの説明で申込み委託業務とお聞きしましたが、過去の補正のときに各公民館で手続きができる備品の購入費の計上があったと思うんですが、今現在まだ公民館には、昨日私も行ったんですが、そういうふうなものがないんですけど、それとこれとの絡みが分かれば教えていただきたいと思います。

それと、15ページの3款、2項、2目、17節の備品購入費約2,000万近く事務用品の購入、ロッカー等々机等々買われるという説明でございましたが、今現在各保育所で使用しているものは、どうされるのか聞きたいと思います。

それと、もう1点、19ページ、21ページの19ページの6款、冒頭に町長の挨拶の中にありましたが、でちこんかも苦渋の決断で中止ということで心中察するところ大でございまして、この中の当初予算にありました約1,000万近くの事業費、これの補正が入ってないように思われますが、これから来年3月までに向けて、代わる何か新しい事業を考えられておるのか、それとも、補正されて、減額されていくか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

3点、まずマイナポイントの分につきましては、町民生活課長が、それから2点目の3款、2項、2目、庁用器具費の部分についても町民生活課長が、でちこんかの事業につきましては、主務課であります教育課のほうで答弁をさせていただきます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、お答えいたします。

2款、3項、1目、マイナポイント支援事業費委託料につきましてですが、6月の議会の折、タブレット端末を購入させていただき予算を承認いただきました。こちらについては、マイナンバーカードの新規申請、または更新申請、その折に速やかにカードの申請手続きができるということで、接触時間の短縮ですとか、受付ができる窓口を増やしたいということで購入を計画したものであります。

ただ、コロナ禍による半導体の不足ということで、9月末までには欲しかったんですけども、やはり10月末でないと納期が間に合わないということで、先日入札を行いまして、業者のほうが決めたので、ただいま納入に向けて準備を進めていただいているところであります。

そして、今回のマイナポイント支援事業費委託料、こちらの事業につきましては、マイナンバーカードを取得された方に対して店舗などで利用できるポイントの付与に関しての支援に係る委託料でありまして、非常にポイントの申請というのが煩雑で、手続きに時間を要したりするということから、それらを支援していただく方を派遣していただいて、窓口のほうでそのポイントに関する事務について業務をしていただくと、それに伴う委託料として計上をさせていただいております。

大変窓口のほうが一度にポイントの付与に関するお客様が来られた場合、込み合っていて、ほかの戸籍関係のお客様を長時間待たせているというような状況がございますので、その解消につなげたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、3款、2項、2目、備品購入費、庁用器具費についてでございますが、こちらについては、保育所のほうでも現在まだ新しい机、椅子などがあります。そちらのほうについては、使えるものは全部統合保育所のほう、新しい新園のほうに運んできて使いたいというふうに考えております。ですので、今回の備品の納入の中に、例えば子育て支援室ですとか、一時預かりの部屋などについては、机、椅子などについても納入は現在使っているものを使うというような計画で考えておりますので、御

理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○教育課長（谷口浩司君）

それでは、3番目の質問に対してお答えします。

うちの管轄になりますが、9款になりますが、でちこんかの事業につきまして、教育課所管の9款につきましては、このでちこんかの中止が決定されたのが8月4日、8月初旬の運営委員会で皆さんに御審議していただいて、今の現状では非常に難しい、先ほど町長が挨拶したような形で、どうしても中止せざるを得ないという結論に達しました。

その折に、代替事業といたしまして、教育課のほうで考えている事業を年度末にやってみたいなという御提案をさしあげて、それについては前向きに検討してみてもどうかということで、そういう結論に達しました。

内容につきましては、今検討しておりますが、広見中学校につきましては、今年度末に体育館が新しく建築される予定です。それが建築されると今の旧の、今使っている中学校の体育館については、取り壊しを行うと。その体育館において、いろいろな催し物を計画して、3月末を日程としてやってみてはどうかという御提案をさしあげたところ、やってみてはどうかということで内容の詳細につきましては、今検討中でございます。

それと、8月の中止の決定をして後に、9月の補正で減額するということが事務的に難しい、執行残の予算もありますが、実際に執行済みの予算もありまして、精査をする時間がなかなかございませんでしたので、9月補正に間に合わなかったというのがありました。それと、先ほど言いましたように、代替事業を実施するというので、その内容につきまして検討しておりますが、その事業がどれだけの予算が、どれだけかかるかということの精査をしなければなりませんので、9月補正に間に合わなかったということになります。

以上でございます

○議長（芝 照雄君）

松浦議員、了解ですか。

○10番（松浦 司君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第58号、令和4年度鬼北町一般会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第59号、令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第22、議案第59号、令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、総務費、基金積立金、諸支出金について増額補正するとともに、歳入につきましては、繰入金、繰越金、諸収入について増額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ1,093万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億8,845万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長(善家直邦君)

それでは、議案第59号、令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明をいたします。



はじめに、歳出予算から説明をいたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費は、補正額として16万5,000円増額するもので、これは法改正に伴う補助金申請に必要なシステム改修の経費です。内容は、今年度から子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、未就学児の保険税の均等割額が2分の1に減税となりました。この2分の1の減税分は、システムを使用し、国・県へ補助申請していることから、システム改修経費を計上するものです。

次に、7款、1項、1目、財政調整基金積立金は、補正額として930万6,000円を増額するもので、前年度繰越金の確定により剰余金として基金に積立てを予定しているものです。

次に、9款、1項、3目、償還金は、補正額として146万1,000円を増額するもので、令和3年度国民健康保険保険給付費及び普通交付金の額の確定に伴い、超過交付されていた負担金を県へ返還するものです。

続いて、歳入予算について御説明をいたしますので、5ページにお戻りください。

6款、1項、1目、一般会計繰入金は、補正額として16万5,000円を増額するもので、国保の事務処理に要する経費のため、一般会計繰出金の対象となっていることから計上するものです。

次に、7款、1項、1目、その他繰越金は、補正額として930万6,000円を増額するもので、前年度決算に伴う繰越金の確定によるものです。

次に、8款、3項、6目、雑入は、補正額として146万1,000円を増額するもので、令和3年度国民健康保険保険給付費及び普通交付金の額の確定によるもので、愛媛県国民健康保険団体連合会へ支払った保険給付費の過払い分の返還を受けることから計上するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第59号、令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りをします。

本日は、会議の都合により時間を延長したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間を延長することとします。

日程第23、議案第60号、令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第23、議案第60号、令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、施設管理費を増額補正するとともに、歳入につきましては、繰入金及び繰越金について増額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ20万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,784万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○環境保全課長(森 明君)

議案第60号、令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)に

つきまして説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

2款、1項、1目、施設管理費を20万7,000円増額し、補正後の額を4,969万8,000円とするものであります。主な増額理由は、施設使用料のコンビニ収納に伴うシステム改修費として12節、委託料に19万8,000円を補正するものであります。なお、コンビニ収納につきましては、公営企業会計の下水道事業費の令和5年4月を予定しており、公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算と案分した経費を計上しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

5ページをお開きください。

コンビニ収納のシステム改修費に伴う財源として、5款、1項、1目、一般会計繰入金を19万8,000円増額するものであります。

6款、1項、1目、繰越金は、前年度決算に基づき9,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号、令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第61号、令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第24、議案第61号、令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、施設管理費に増額補正するとともに、歳入につきましては、繰入金について増額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,177万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、環境保全課長が説明いたします。御審議のほどよろしく願います。

○環境保全課長（森 明君）

議案第61号、令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきまして歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

2款、1項、1目、施設管理費を19万8,000円増額し、補正後の額を3,789万2,000円とするものであります。増額理由は、浄化槽使用料のコンビニ収納に伴うシステム改修費として、12節、委託料に19万8,000円を増額補正するもので、農業集落排水事業特別会計予算と案分した経費を計上しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

5ページをお開きください。

コンビニ収納のシステム改修に伴う財源として5款、1項、1目、一般会計繰入金を19万8,000円増額し、補正後の額を1,994万2,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第61号、令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第62号、令和4年度鬼北町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第25、議案第62号、令和4年度鬼北町水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、総係費を増額補正するとともに、収入につきましては、他会計補助金を増額補正しております。

この結果、収益的支出を350万円増額し、予定額を3億4,129万円とし、収益的収入についても350万円増額し、予定額を4億1,844万円とするものであります。

また、資本的収入及び支出のうち、収入について企業債の組替えをするものであります。

詳細につきましては、水道課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（上田 司君）

それでは、議案第62号、令和4年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算説明書に基づいて説明いたしますので、7ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出について、1款、1項、2目、総係費について350万円を増額し、補正後の額を2,464万8,000円とするものであります。これは令和5年度から運用を予定しております水道使用料のコンビニ収納に係る電算システムの改修委託料でございます。

6ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入について、1款、2項、1目、他会計補助金について350万円を増額し、補正後の額を1,950万円とするものです。これは先ほど説明いたしましたコンビニ収納に係る電算システム改修委託料350万円の一般会計補助金でございます。

8ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1款、1項、1目、企業債について、補正額はゼロとなっておりますが、当初予定しておりました上水道施設整備事業債につきまして、水道事業債と過疎対策事業債の限度額に変更が生じたので、計上しております。

続きまして、9ページになりますが、キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

第2条であります。今ほど説明しました内容で、令和4年度鬼北町水道事業会計予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものであります。

第3条では、予算第5条に定めた企業債の限度額について補正するものです。

2ページに移りまして、第4条としましては、第7条で定めております予定支出の各項の経費の金額の流用について補正予算の計上に伴い金額の変更を行うものでございます。

第5条につきましては、予算第9条に定めた一般会計からの補助金について補正予算の計上に伴い金額の変更を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号、令和4年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第26、同意第5号、鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第26、同意第5号、鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明をいたします。

申出により、渡邊妙子氏が、令和4年7月31日をもって鬼北町固定資産評価審査委員会委員を退任し、地方税法第423条第4項の規定により補欠委員を選任したため、議会の同意を求めるものであります。

選任した委員は、住所、鬼北町大字小松1281番地。氏名、岩本純子。生年月日、

昭和24年12月28日であります。

岩本純子氏は、地域の人望も厚く、人格・識見ともに優れており、固定資産評価審査委員会委員として、御活躍いただける人材であると確信しているところでございます。

以上、御同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑・討論を一括して行います。

質疑・討論はありませんか

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑・討論なしと認めます。

これから同意第5号、鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

岩本純子君に同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、岩本純子君に同意することに決定いたしました。

日程第27、諮問第1号、鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第27、諮問第1号、鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明をいたします。

鬼北町人権擁護委員渡邊邦夫委員、渡邊眞智子委員及び渡邊妙子委員が、令和4年12月31日をもって任期満了となるため、再任として渡邊眞智子氏、新任として宮本茂幸氏及び岡田雅彦氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦いたします委員は、住所、鬼北町大字永野市263番地。氏名、渡邊眞智子。



生年月日、昭和30年10月5日生まれ。

住所、鬼北町大字日向谷1725番地。氏名、宮本茂幸。生年月日、昭和33年1月18日生まれ。

住所、鬼北町大字畔屋418番地。氏名、岡田雅彦。生年月日、昭和36年6月26日生まれであります。

推薦理由の説明をいたします。

1番目の渡邊眞智子氏は、令和2年1月1日から、人権擁護委員として任務を遂行され、責任感も旺盛であり、人権行政に関する取組にも熱心で、引き続き人権擁護委員としてお力添えいただけるものと認識しております。

2番目の宮本茂幸氏は、鬼北町役場で勤務されていた経験があり、現在は日吉公民館長として地域の信望も厚く、責任感も旺盛であり、行政で培った経験も十分に生かせるものと認識しております。

3番目の岡田雅彦氏は、南予地域の公立小・中学校で勤務されていた御経験があり、人権教育に関する知識も豊富であることから、人権擁護委員に適任であると認識しております。

以上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑・討論を一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑・討論なしと認めます。

これから諮問第1号、鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

渡邊眞智子君が適任であることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、渡邊眞智子君を推薦することに決定しました。

次に、宮本茂幸君が適任であることに賛成の方は起立願います。

(起立 全 員)

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、宮本茂幸君を推薦することに決定いたしました。

次に、岡田雅彦君が適任であることに賛成の方は起立願います。

(起立 全 員)

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、岡田雅彦君を推薦することに決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会し、13日から21日までの9日間、休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、13日から21日の9日間、休会することに決定いたしました。

なお、明日9月22日は、定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会します。

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

(午後 5時00分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（10番）

鬼北町議会議員（1番）